

令和5年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和5年6月12日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 黒川美克議員 (1) 訴訟について  
(2) 高浜市公共施設あり方計画について  
(3) スポーツ事業の振興について
2. 今原ゆかり議員 (1) 食品ロス削減に向けた取り組みについて  
(2) 窓口のキャッシュレス決済について  
(3) AEDの重要性と三角巾の配備について
3. 柴口征寛議員 (1) 物価高騰への子育て支援施策について  
(2) 環境行政について
4. 荒川義孝議員 (1) 地域公共交通の活性化について  
(2) DX推進と対話型人工知能の活用について
5. 神谷直子議員 (1) 大家族たかはまのしあわせを求めて～高浜市第4次地域福祉計画について～

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩				
副市	長	深谷直弘				
教	育	長岡本竜生				
企	画	部	長	木村忠好		
総合政策	グループ	リーダー	榑原雅彦			
ICT推進	グループ	リーダー	平川亮二			
総	務	部	長	杉浦崇臣		
行政	グループ	リーダー	久世直子			
行政	グループ	主幹	本多征樹			
市	民	部	長	岡島正明		
市民窓口	グループ	リーダー	芝田啓二			
経済環境	グループ	リーダー	島口靖			
税務	グループ	リーダー	西口尚志			
福	祉	部	長	磯村和志		
地域福祉	グループ	リーダー	東條光穂			
介護障がい	グループ	リーダー	都築真哉			
こども	未来	部	長	磯村順司		
文化スポーツ	グループ	リーダー	鈴木明美			
都	市	政	策	部	長	杉浦睦彦
都市計画	グループ	リーダー	村松靖宣			
防災防犯	グループ	リーダー	山下浩二			
学校経営	グループ	リーダー	内藤克己			
学校経営	グループ	主幹	小嶋俊明			

職務のため出席した議会事務局職員

議	会	事	務	局	長	竹内正夫
副	主	幹	神谷直子			
主	査	森本将史				

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行によりしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承お願いいたします。

14番、黒川美克議員。一つ、訴訟について、一つ、高浜市公共施設あり方計画について、一つ、スポーツ事業の振興について、以上3問についての質問を許します。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回、4月の統一地方選挙のときに選挙運動をやっておって、市民の方からいろいろと疑問を投げかけられました。それについて一般質問をさせていただきます。

まず最初に、訴訟について。

吉岡市長が就任してから提起された訴訟の内容とそれらの訴訟費用について、訴訟ごとにお答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 吉岡市長の就任は平成21年9月になります。そのときから長年、訴訟提起されることはありませんでした。

今お聞きの内容や費用につきましては、全員協議会や一般質問でお答えしているものもございます。また、訴訟の費用につきましては、年度ごとに主要施策成果説明書でまとめて公表していますが、令和4年度分の費用につきましては、出納閉鎖からまだ間もなく、決算審査が済んでいないことから、金額につきましては、令和3年度までの合計金額ということでお答えいたします。7年分で計13件になりますので、少し長いですが、内容及び費用を申し上げます。

初めに訴えを提起されましたのは、平成28年の年末に情報公開について、市の行った情報公開の範囲を拡張する手続に誤りがあり、取消しを求められたもので、一審のみでございました。こ

れが43万2,000円です。

2件目は、平成29年2月に中央公民館の解体による補償費等の支出をめぐる住民訴訟が提起されたものです。

3件目は、平成29年8月に固定資産税の賦課徴収に係る住民訴訟が提起されたもので、こちらは10万8,000円です。

4件目は、平成30年2月に中央公民館と1棟の建物であった商工会館の解体費用の支出をめぐる住民訴訟が提起されたもので、2件目のものと最高裁まで合わせまして、合計565万100円です。

5件目は、平成30年10月に住民訴訟に関連する中央公民館解体工事の単価が記載された金入り設計書に対する部分公開決定について、非公開とした部分の取消訴訟が提起されたもので21万6,000円です。

6件目は、平成31年3月に固定資産について、台帳価格の一定額を超える部分について取消訴訟が提起されたもので137万2,560円です。

7件目は、令和元年12月に勤労青少年ホーム跡地活用事業における建設発生土等運搬処理に係る負担金について損害が生じたとして、市長個人に支払いを求めるよう請求する住民訴訟が提起されたもので195万4,662円です。

8件目は、令和2年4月に大山会館のあり方検討会議の議事録等に対する部分公開決定について、非公開とした部分の取消訴訟が提起されたもので30万1,600円です。

9件目は、令和2年8月に幼稚園・保育園移管事業における建設発生土等運搬処理に係る負担金について住民訴訟が提起されたもので、当初は市長個人に支払いを求めるものでしたが、会計管理者に対する賠償命令を求めるよう訴えが変更されたもので110万2,665円です。

10件目は、令和2年10月に大山会館の基礎調査業務委託契約の委託料について、市長個人に支払いを求める住民訴訟が提起されたもので98万2,000円です。

11件目は、令和3年6月に少年野球団体に対する土地の使用貸借について、少年野球団体に貸付料相当額を求める住民訴訟が提起されたもので78万7,016円です。

12件目は、令和3年11月に職員が個人に関する情報を第三者に違法に提供したとして、市に対して支払いを求める国家賠償請求訴訟が提起されたもので12万1,000円です。

13件目は、令和4年3月に亡くなられた方についての個人情報と見られる事項に係る情報公開請求に対し行った非公開決定について取消訴訟が提起されたもので、令和3年度までの支払いはありません。

なお、令和4年度の訴訟に関連する支出は、決算審査前ではございますが、概算で申し上げますと合計で350万円程度でございます。平成28年度以降、総額で1,600万円ほどかかっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ありがとうございます。

訴訟代理人との契約について質問させていただきます。

契約は着手金とオプション契約に分かれていると思いますが、オプション契約の内容を訴訟ごとにお答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 訴訟代理人とのオプション契約との御質問でございました。

議員御発言のオプション契約というのが何を指すのか分かりませんが、令和2年6月の総務建設委員会、令和4年9月の決算特別委員会などで、倉田委員が弁護士の日当につきましてオプションだということをおっしゃっておられた記憶がございますので、黒川議員も倉田議員と同じ日当という意味でおっしゃっておられるものとして回答いたします。

旧日弁連報酬基準によりますと、着手金とは別に、出張や出廷の日当なども入れる基準になっておりますので、それに沿った契約といたしております。

訴訟ごとにオプションの内容を明らかにせよとのことでしたが、第三者機関である情報公開審査会により、市の側から弁護士の個別の契約の単価について公にすることはよろしくないとの判断がされておりますので、執行機関の職員といたしまして、単価をつまびらかにすることは控えさせていただきますと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、私が言っているのはオプション契約の内容、いわゆる訴訟に勝ったらどれだけの成功報酬を払うだとか、そういうような形のことは当然契約しておみえになると思いますけれども、私は金額を言えと言うのじゃなくて、どういった契約をしているか、その内容について聞いているわけですので、再度お答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 内容につきまして、契約の内容などに確かによるものでございますけれども、全部一括払いで込み込みとしていた最初のものもございまして、一審、二審ということで、それぞれ別々に出廷日当ですとか、出張日当、あとは報酬金、これが必要となる契約をいたしております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） その報酬というのは、私よく分からないんですけども、いろいろな契約の仕方があると思いますけれども、もしも訴訟に勝ったら、その部分についてはこれだけの成功報酬を払うとか、そういった契約はあるのかなのか、それをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 勝ったらと申しますか、訴訟が終わったらこれだけの報酬を払うよという形になっておりまして、一定の基準がございまして、それを基に協議を行っていくという契約

になっております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） そうすると、勝ったら成功報酬がいただけるという、そういう契約ということでもよろしいでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 勝ったらというよりは、終了したらということになっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、次に、訴訟に要した期間を訴訟ごとにお答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 訴訟に要した期間ということですがけれども、どれがどれぐらい継続したかということも、ちょっと併せまして申し上げます。

まず、一審中に取り下げられた訴訟といたしましては、3件目の固定資産税賦課徴収に係る住民訴訟、これが約1年、5件目の中央公民館解体工事の金入り設計書に対する部分公開決定の取消訴訟が約半年、10件目の大山会館の基礎調査業務委託契約に関する住民訴訟、こちらが約1年でございます。

一審判決までで終了した訴訟といたしましては、1件目の手続誤りによる情報公開訴訟でございます。こちらが約1年でございます。

控訴審までの訴訟といたしましては、8件目の大山会館のあり方を検討する会議の議事録等についての情報公開訴訟、これが約2年でございました。

最高裁まで争われた事案といたしましては、2件目及び4件目の中央公民館に関する住民訴訟の2件と、6件目の固定資産台帳価格の一定額についての取消訴訟があります。こちら、2件目は5年2か月、4件目が4年2か月、6件目は2年間となります。

また、現在も一審継続中の訴訟につきましては、11件目の少年野球団体への使用貸借に関する住民訴訟が現在で約2年間、12件目の国家賠償請求訴訟が現在一審でおおよそ1年半、現在控訴審継続中の訴訟については、7件目の勤労青少年ホームに関する住民訴訟が提訴から現在まで3年5か月ほど、9件目の幼稚園・保育園移管に関する住民訴訟は2年9か月、13件目の情報公開取消訴訟が1年と2か月でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ありがとうございます。

多くが判決までに長い期間を要しています。長い期間が必要となった理由は何であると考えますか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 判決までの期間ということになりますと、これは裁判所が審議を行い、判決を行うのに必要な期間であると考えています。時間を要した案件であったと考えられます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高浜市が準備書面の提出を遅らせていることも、長くかかっている理由の一つではありませんか、お答えください。

原告はおおむね1か月から1か月半ぐらいですが、市は2か月ぐらいいつも希望しています。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 先ほど申し上げましたように、判決までの期間は、裁判所が審議を行い、判決を行うのに必要な期間であると考えています。

高浜市が殊さら準備書面の提出を遅らせているというような事実はありません。訴訟がありましても、通常業務が減少しない中で、通常業務をこなしながら検討を行う必要がありますので、2か月を希望することもあります。原告も2か月を希望することがあると認識しています。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高裁に控訴、あるいは控訴されている訴訟は何件ですか。また、結果が出ている件数とその結果をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 市のほうから控訴したことはございません。

控訴された件数としましては、中公関係の訴訟の2件、固定資産台帳価格の訴訟1件、勤労青少年ホームが1件、保育園・幼稚園の関係の訴訟が1件、情報公開訴訟が2件、これらの合計7件です。そのうち、終結しております件数は、中央公民館の訴訟が2件、固定資産台帳価格の訴訟1件、大山の情報公開訴訟の1件でございます。

中央公民館の2件と固定資産台帳価格の訴訟につきましては、いずれも一審、二審、最高裁とも市の主張が認められています。情報公開につきましては、一審、二審の判断が異なった部分かと思われまます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 分かりました。

高浜市では、訴訟は請求の趣旨と請求の原因に正当な理由がなければ却下となるはずですが、却下となった訴訟は1件もありません。ということは、被告である市の側に何らかの訴訟を起こされる問題があったということではありませんか。少なくとも正当な訴訟を提起されてしまう理由が調べていたので、訴訟が長期にわたって行われたのではありませんか。市長の見解をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） まず、申し上げます。議員の却下の捉え方は、これがちょっと我々と異なるように思っております。

訴訟は、費用を納めまして、適式な訴状を提出することによって提起されるものでございます。訴訟を起こされるからといって、直ちに問題があったことを意味するものではないと考えます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 先ほど、市のほうが負けている裁判もあるわけですね。そうすると、やはり私がよそから漏れ聞くところによりますと、ある団体が何でもかんでも訴訟をしておると、そういったようなことが耳に入っていますので、市のほうは、そういったようなことを言っているということはないということでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 私どものほうから、訴訟について何か発表したり、公表したり、人に言ったりということはございません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 訴訟については、全員協議会で議員さんのほうに報告している、それだけでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、総務部長から話がありましたけれども、高浜市では、平成14年12月2日付で高浜市行政行動規範を作成して、現在でも唱和していますが、私は、訴訟はこの中に書いてある「私たちは、信用を失墜させることのないように自浄作用をいかせる能力を養い、危機あるときは、その原因と結果を公表します」とありますが、まさにこの危機に当たると思いますが、議会には全員協議会で報告はありますが、市民に対してどのような公表をしているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 先ほど申し上げましたように、訴訟につきましては、適式に訴状を裁判所に提出すれば訴えの提起が可能となるものでございます。市の行っていることと見解が異なる方がいらっしゃるからといって、危機に当たるものではないと考えています。したがって、市民に対して公表を行うことは考えておりません。

ただし、執行機関といたしまして、そのような御意見や行動があったということは、議会には全員協議会にて御報告させていただいております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今答弁がありましたように、今後も市民には知らせることはない、という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今後も全協の場で御報告をしていくというだけですので、よろしくお願ひします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 市は都合の悪いことは公表しないと、そういうふう理解させていただきますけれども、やはり私はどういうふうなことがあったのかということは、きちっと市民に説明すべき、説明責任があると思います。ですから、ぜひそういったことはきちっとしていただきたいと思ひますので、お願ひいたします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 先ほど黒川議員がおっしゃいました、行政行動規範の「危機あるとき」というふうにお話しされました。

こちらについて、例えば、具体的にお話しさせていただきますと、業者から物を買ってとか、お金を買って口利きをする、また不正経理を行う、公金を横領するなどといった、こういった職員による信用失墜行為というふうにご捉えておりますので、今回の訴訟につきましては、危機あるときに該当しないというふうにご考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 水かけ論ですので、それで終わっておきます。まだいろいろありますので、それでは、続きまして、高浜市公共施設あり方計画について一般質問をさせていただきます。まず、美術館について。

最初に、美術館を高浜市が指定管理する前の金額、直営のときの、そのときの金額と職員数と入館者数をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館への指定管理者制度の導入が、平成20年10月から導入しておりますので、平成19年度の数字ということでお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、事業費でございますけれども、主要施策成果説明書に載っております美術館管理運営事業の決算額ということでお答えしますが、1億2,446万9,693円でございます。こちらには職員の人件費は含んでおりません。

それから、平成19年度の市の職員数でございますけれども、これは7名でございます。

それから、入館者数という御質問でございますが、利用状況ということでお答えをさせていただきたいと思ひますが、平成19年度の観覧者数4万514人、それから陶芸創作室のほうは6,466人、それから施設利用のほうは8,732名でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 美術館を最初に指定管理したときの金額と職員数と入館者数をお答えくだ

さい。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども申しあげましたように、指定管理者制度の導入が平成20年10月ということで、年度の途中でございますので、20年度と21年度の数字でお答えをさせていただきますかと思えます。

まず、平成20年度の事業費でございますけれども、主要施策成果説明書に載っております事業費でございますが、1億5,187万2,231円、これは市の職員の人件費は含んでおりません。それから、21年度の事業費の決算額は1億5,931万7,100円でございます。そのうち、指定管理料につきましては、平成20年度は8,280万円、平成21年度が1億5,587万7,000円でございます。

それから、職員数という御質問でございますけれども、20年度ですが、市の職員につきましては、指定管理への移行期間、引継ぎをするというところでございますので、市の職員は5名、それから指定管理者のほうは8名という状況です。21年度から指定管理者のほうに完全に移行しておりますので、職員数については今申し上げたとおりでございます。

それから、次に、利用状況でございますけれども、平成20年度の観覧者数が5万4,647名、陶芸創作室が5,741人、施設利用が1万111人です。21年度につきましては、観覧者数が5万7,595人、陶芸創作室が5,803人、それから施設利用のほうは7,393人でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 美術館を最初に週休二日にした理由と金額と職員数と入館者数をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館を週休二日にした理由ということでございますが、週休二日になりましたのは、指定管理の第2期が始まりました平成28年度からでございます。

1期目から2期目への移行に当たりましては、黒川議員もよく御承知のとおりだと思いますけれども、展覧会の重視という方針から、みんなで美術館、人を育てる、産業を育てる、高浜市を育てるという方針に大きく転換してございまして、指定管理料の予算につきましても、27年度につきましては1億6,000万余りだったものが、28年度の指定管理の予算としては1億600万円ということで、約3分の2に減額しております。こういった運営方針、それから指定管理料の見直しに伴いまして、休館日を週2日にしているというものでございます。

職員数ということでございますけれども、職員数、美術館機能については7名ということと、利用状況でございますけれども、観覧者数が3万5,084人、それから陶芸創作室が4,301人、施設利用のほうは1万7,046人ということでございまして、展覧会の回数が大きく減ったり、指定管理料が大きく減っておりますけれども、市内の方の観覧の割合が高まっているだとか、瓦組合、文協さんといった団体とのつながり、そういったところが深くなってきたというふうに認識して

おります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和5年度の美術館の指定管理経費の内訳と美術館の職員数をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和5年度から、かわら美術館・図書館として新たな運営がスタートしておりますけれども、その中での美術館機能に係る指定管理料の相当額ということでお答えをしたいと思います。6,530万円、それで職員数については7名でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） なぜそういったことを聞いたかと言いますと、こういったことによって、いわゆる……以前に私が、直営でやったらどうだというような話をしたときに、しっかりしたお答えがなかったわけですが、当初1億5,000万円ぐらいだったのが、今は週休二日にして、指定管理にしたら、6,530万円になりましたよと、そういったことで、効果が出ているんじゃないかということで市は考えていると思いますけれども、私はいままでやってきたことに対して、僕も美術館にいましたし、それから、図書館で指定管理なんかも導入しておりますけれども、それが効果がないということで私は思っておりません。やはり指定管理にしたことによって、それなりの成果は出ているというふうに思っていますので、指定管理を否定するものではありませんけれども、今後ぜひそういったところも踏まえて、再度、どれがいいかということはきちっと検証していただきたいと思います。

次に、図書館について質問させていただきます。

図書館を高浜市が指定管理にする前の金額と職員数と入館者数をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 図書館につきましては、平成21年度から指定管理者制度を導入しておりますので、20年度の数字ということでお答えさせていただこうかと思います。

まず、20年度の事業費でございますが、主要施策成果説明書に掲載しておりますけれども3,382万5,112円、こちらには市の職員の人件費は含んでおりません。

それから、平成20年度の職員数でございますが、これは4名ということで、この年度に新たに1名増えていて、4名になっているという状況でございます。

それから、平成20年度の利用状況でございますが、入館者数が7万8,745人、貸出人数が3万3,699人、貸出冊数が17万2,018冊ということでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和4年度の図書館の指定管理経費の内訳と職員数と入館者数をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和4年度ですけれども、指定管理料につきましては6,315万4,471円、それから職員数につきましては10名、この中には、フルタイムの方とシェアタイムといたしましてパートの方を含めての人数でございます。

それから、入館者数につきましては5万4,782人、貸出人数については2万9,030人、貸出冊数については15万7,971冊ということでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ちょっと今質問を落としてしまったんですけれども、当時、指定管理をする前の図書の購入費と、それから今現在の指定管理、令和4年度で結構ですけれども、そのときの図書の購入費の金額を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 図書の購入費ということでございますけれども、直営の時代、平成20年度までは1,000万円で、その後指定管理に移ってから1,450万円にしましたが、蔵書が飽和状態にあったというところで途中から940万円に減少し、現在は500万円となっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） かなり図書の購入費も減っているわけですが、前も説明がありましたように、図書が飽和状態になってきたからということですが、やはりそれだけ図書の購入が減っているということは、指定管理の費用が増えている、金額は変わっていないわけですからね。その辺のところもしっかり検証していただきたいと思います。

続きまして、令和5年度の図書館の指定管理経費の内訳と、美術館、いきいき広場、旧吉浜公民館と高取ふれあいプラザの図書室の職員数の内訳をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず御質問にお答えする前に、今の図書購入費の件でございますが、図書購入費が減っておりますけれども、その分の指定管理料というのは減額して、トータルの中で見直しは行っておりますので、業者のほうはその分を持っていっているというようなことがあるわけではございません。

それで、令和5年度の図書館の指定管理の経費の内訳ということでございますけれども、図書機能の指定管理料の相当額といたしましては6,758万円でございます。

職員数につきましては12名ということで、フルタイム7名、それから、シェアタイムというパートの方が5名という体制でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） あと、今ちょっと答弁漏れがあると思いますけれども、総体的な人数は分かりましたけれども、美術館で何人、いきいき広場で何人、吉浜公民館で何人、高取ふれあいプ

ラザ図書室の職員の人数、それぞれどういうふうに配置されているのか、その人数をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 本館、それからいきいき広場、それぞれちょっと運営の時間が異なるというところで、いきいき広場については夜までやっているということがありますので、遅番といったようなところで、12名のスタッフがシフトを組んで対応していくというところがございます。目安としまして、大体1日七、八名程度が出勤をするという中で、カウンター業務としましては、本館のほうに2名、それから、いきいき広場のほうに3名という目安で対応していく予定をしております。

それから、吉浜と高取につきましては、委託ということで1名ずつスタッフがついております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、美術館といきいき広場の確認申請の概要についてお伺いさせていただきます。

まず、加藤建築設計事務所の請負金額と工期と内容をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今御質問いただきましたのは、令和元年度から2年度にかけて行いました図書館機能移転支援業務委託の御質問だと思いますけれども、委託の金額としましては249万7,000円、それから、委託期間としましては令和2年1月17日から8月21日ということで、内容としましては、図書館機能の移転を検討するに当たり、市としては、既存施設で複合化の効果期待できるいきいき広場とかかわら美術館を候補として挙げておりますが、その候補を活用するに当たって、スペースの活用には制約がないかどうか、それから、機能移転の実現性の判断材料としていくための調査ということで、どれぐらいの本が置けるのかどうかといったような調査を委託したものでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、申し訳ございません、もう少し細かく聞かせていただきます。

かわら美術館といきいき広場の図書館の移転については、消防同意書類を市長印を押して提出していると思いますが、情報開示請求で確認支援業務の成果品を開示していただきましたけれども、消防の同意申請書が開示されていないのはなぜでしょうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 公文書公開請求の御質問だと思いますけれども、請求内容に対して、確認申請書の写し、それからもう一つ、防火対象物工事計画届ということで、写しのほうを出しておりますので、そちらが消防の関係の書類ということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 建築確認申請支援業務委託打合せ、これは9月27日の記録で、情報公開で取ったやつですけれども、確認機関は、用途変更の確認機関の完了検査は実施していないが、完了届は必要となっています。10月20日の確認機関との打合せで、完了のタイミングとしては、検査機関としては関わらないということ言われているが、完了検査が実施されていないので、用途変更に伴う工事が完了しなくてもよいと考えているのか、検査がないので、違法状態での供用開始となっても県から指摘されることがないので、放置してもよいと考えているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、バリアフリーの関係の御質問かなと思いますけれども、かわら美術館・図書館の用途、従前かわら美術館の用途、集会場でございましたけれども、図書館の機能移転に伴って、併せて美術館・図書館に用途変更するというので、これは以前の議会のところでもお答えしておりますけれども、バリアフリー法に適合する必要があるというところで、さきの3月定例会におきまして、バリアフリーの工事に関する予算ということを御審議、それから御可決賜ったところでありまして、現在、設計あるいは工事を進めているというところがございます。

審査機関のほうからは、審査機関として検査は行わないけれども、工事が完了したら、工事完了届を出すようにというふうには言われておりますので、工事が完了したら、そういった届のほうを出していくという予定をしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 建築確認申請支援業務委託打合せ、11月15日の記録で、いきいき広場は、人にやさしい街づくり条例、届出は市が提出する義務があるとなっています。提出されたのか。整備基準の適合について愛知県との打合せが必要となっていますが、打合せを行って整備基準の適合は確認したのか。その打合せ内容は、県との打合せ内容ということであると思うが、開示の理由も指摘がないのに、開示の中には入っていなかったのはなぜか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 人にやさしい街づくり条例の関係の御質問でありますけれども、この条例に係る届出といいますのは、市町村については、提出の義務がないというふうに理解をしております。

いろんなこういった適合の関係につきましては、審査機関と打合せなどを行っております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 細かいことは、この後また聞いていきますので、11月15日の記録で、いきいき広場のエレベーターの車椅子使用者の有効寸法が、2メートル掛ける2メートル以上必要とあるが、確保されているのか。寸法が確保されていない場合、代替場所を探す必要があると指摘

されていますが、代替エレベーターはどのようにしたのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、11月15日の打合せについてということで御質問をいただきましたが、こちらの打合せ内容につきましては、いきいき広場への移転の件ではなくて、本館、旧かわら美術館のほうの用途に関わる打合せでございまして、恐らく今、議員が御質問で言われました数字につきましては、エレベーターのことではなく、多目的トイレのことかなと思っておりますけれども、審査機関のほうから、特に問題がないというふうに言われております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） すみません。今ちょっと僕、資料を持っていませんのであれですけども、これはバリアフリーのやつでいっていくと、今、美術館の本館のほうは、エレベーターは入館者用のエレベーターと、それから、荷物を搬出するいわゆる荷物用のエレベーターがあるわけですけども、バリアフリー法でいきますと、今の入館者用のエレベーター、あれはバリアフリー法で言うエレベーターが設置できるのかどうか、そこのところをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今回、用途変更に当たり審査機関に書類のほうを出しておりますけれども、エレベーターについて改善するようにといった指摘はございませんでしたので、現行のままとなっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） そうすると、美術館の本館についてはエレベーターは改修しない、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今回のバリアフリー法の関係での改修ということは行っておりません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） では、どの法律に基づいても改修は必要ないと、そういうことでよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今私が申し上げたのは、当然、経年劣化とかしてくれば、エレベーターの改修は必要になるというふうに思っておりますので、改修が全く必要ないということをお願いしているものではございませんが、今回バリアフリー法の適合ということに関しては、審査機関に書類を出して、指摘があったことについては、改善を今しているというところがございます。そういった中で、エレベーターについては指摘がなかったということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 再度確認させていただきますけれども、私は、今の荷物用のエレベーターをバリアフリー法で言うエレベーターの改修のものに使う、そういうふうに私は理解しておったんですけれども、荷物用のエレベーターはそのままで手をつけない、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 荷物用のエレベーターは、あくまでも荷物用のエレベーターということで、お客様を乗せるようなエレベーターではないと。そもそも来館者が自由に出入りできるスペースにあるものではございませんので、御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、11月15日の記録で、人にやさしい街づくり条例の申請も委託の追加変更の検討となっていました、委託成果品にないのは変更契約に入っていないのか、オープンが7月であるが提出はされているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 人にやさしい街づくりの推進に係る条例の申請というのは、委託の内容には含んでおりません。届出については行っておりません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 11月30日の打合せで、かわら美術館の用途変更に伴う建築基準法での必要設備である防災垂れ壁、500から600に変更が必要、3階ロビー廊下に防災垂れ壁650、新設が必要。バリアフリー法で、敷地入り口の階段スロープに手すり設置、展示ブロック設置、入り口にエレベーター、便所の位置、点字付を設置必要ということで、工事が今年度発注されていますが、地方自治法第222条に、新たな条例・規則の制定・改正が予算を伴うことになる場合は、必要な予算措置が的確に講ぜられることとなるまでの間は、制定・改正をすることができない旨の規定がありますが、昨年制定され、今年度4月1日施行の高浜市やきもの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例は違法ではないのか、違反でないのであれば、その根拠をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 地方自治法の第222条1項が規定しております、新たに予算を伴うこととなるものというのは、その年度中に義務費となるものということで理解しておりますので、このケースでは該当しないというふうに理解しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 先ほどのリーダーの答弁とは食い違うかもしれませんが、私が頂いた情報公開の資料によりますと、荷物用エレベーターを車椅子用のエレベーターとするため、1、

2、3階に標識設置、昇降ロビー、かご内のスイッチを車椅子の方が利用する位置、点字、音声案内が必要ということで改修が必要であると、11月30日に打合せをしていますが、エレベーターの改修はまだ発注されていないことと、多目的トイレの改修は、まだ設計委託の段階で工事も発注していませんが、オープンまでに間に合うのか、また、工事が完了する前に、仮使用許可も取らずに建物を使用することは建築基準法違反ではないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今御質問の中で、エレベーターの中に標識等の設置という御質問、音声案内が必要ということで、音声案内のほうは今も行っております。

今、荷物用エレベーターというふうに御質問がありましたが、荷物用エレベーターは使いませんので、一般の来場者用のエレベーターのことでございますけれども、サイン等が足りない部分につきましては、今現在バリアフリー工事ということで行っている中で対応をしております。

オープンまでに間に合うのかということで、今申し上げた手すり等の設置等の工事を現在進めておまして、オープン前までには竣工を予定しております。

それから、多目的トイレの改修につきましては、先ほども少し触れましたが、現在、設計段階というところで、この設計業務が完了しましたら、工事費のほうを予算化していくというようなことでございます。

工事が完了する前にオープンしてよいのかというところでございますけれども、こちらのほうは、県のほうにも確認しておまして、オープンすることは問題がないというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） エレベーターの改修と多目的トイレの改修費用は、図書館機能移転に伴う確認機関からの指摘事項のため、図書館機能移転に必要な工事であります。設置条例制定後に計上されることは地方自治法第222条違反となり、設置条例は無効ではないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども申し上げましたとおり、直ちに義務になるのかというところでございますが、これまでも何度かお答えしておりますけれども、確認申請支援業務委託ということで、用途変更が必要なのかどうか、そういったところを業者に業務委託しながら、審査機関とも調整しながら現在に至ってきたという中で、この間の中で、バリアフリーに適合していく必要があるということが判明したもので、予算化をしているということでございます。これにつきましては、図書館機能を移転したから必要というよりは、時代の要請として、いつか必要になってくるという費用であるというふうに認識しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） よく分かりませんが、そういう答弁でしたら、後ほどまたきちっと

検証させていただきます。

令和5年3月の4高ス第295号で、愛知県からの建築基準法第12条5項に基づく報告で、用途変更手続について、いきいき広場に設置する図書・情報スペースは、条例上のサービスポイントに規定し、建築基準法の事務所であることから、建築基準法第6条第1項第1号に該当しないという報告をしていますが、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例のサービスポイントは、図書館法第2条に、「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し」と規定されていることから、一般公衆の利用に供し、「その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）」とあります。市が制定した設置条例第2条に、第2条、「美術館・図書館を本館及びサービスポイント（本館以外において、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等(以下「図書等」という。)の貸出しその他の業務を行う拠点をいう。以下同じ。)により構成する。」とサービスポイントが規定されていることから、サービスポイントでの役割は、図書館法に定める図書館であるとかしか言いようがないと思います。

市の条例で定めるサービスポイントが図書館でないというものであれば、建築基準法では図書館法で定める用途を採用するので、建築基準法違反であると考えますが、サービスポイントが図書館でない根拠が図書館法のどの規定なのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例の中で、第2条第4項の中で、本館が図書館法の第2条第2項に定める公立図書館であるということの規定しておりまして、本館のところが図書館法の適用を受ける図書館であるということになっております。

では、サービスポイントは、図書館法でいうと何に該当するのかというところでございますが、あえて申し上げるとするならば、第29条のところでは図書館同種施設という規定がございますが、何人もそういう同種の施設を設置することができるというふうになっておりますので、当てはめるとするならば、その第29条というところになってくるかというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） いきいき広場図書館機能移転の加藤設計が提出した事前調査では、用途変更に伴う防火区画工事が必要となるとのことであったが、確認支援業務を担当した川角設計は事務所扱いでよいと判断したので、市は事務所用途として愛知県に報告したのか。確認支援業務の変更設計でいきいき広場の用途変更が必要でないため、委託から削除した旨の変更理由ではなく、市が必要ないと川角設計に回答していることから、市が独自に基準法の判断をしたのか。また、以前の議会答弁で、いきいき広場の用途変更について、専門家と確認機関に聞いて検討するとい

うことであつたが、検討した事項、経緯を詳しくお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、サービスポイントでありますいきいき広場の図書・情報コーナーに関しての御質問でございますけれども、これは審査機関に相談する中で、いきいき広場は行政の事務所の中に様々な機能があり、この図書・情報スペースというの、そのいきいき広場という事務所の中に図書・情報のコーナーがあるということで、なおかつ条例上においても、図書館法上の図書館ではない、サービスポイントであるというところから、事務所ということではどうかというような助言をいただいております。そういった助言も参考にし、事務所ということで用途の変更は行っておりません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） いきいき広場1階の西側道路へ抜ける通路、ピロティに自転車置場を設置するというので、ラインで区切り、自転車置場と表示されていますが、ピロティは確認申請の面積に算入されていないので、建物を設置しなくても、その用途により面積算入することになるため、防火地域内での増築は確認申請が必要となりますが、増築の確認申請を出したのか、出していないのであれば、その根拠をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） いきいき広場1階の西側通路へ抜ける共有の通路ですけれども、確認申請の面積に算入されておりますので、増築の申請は必要ありません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 用途変更は確認機関や県の完了検査は実施されないが、増築の完了検査は実施されるが、オープンまでに完了届を提出するのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども申し上げましたとおり、手すり等の設置のバリアフリー工事というのを現在進めておりまして、オープン前までには竣工する予定でございますが、多目的トイレについては現在設計中ということで、設計が完了した後に工事の予算を上げていくというようなスケジュールになっております。全ての工事が終わりましたら、工事の完了届を出していくというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 確認支援業務委託で提出された確認申請には、工事完了予定が令和5年3月31日となっておりますが、バリアフリー工事が8月までとなっていることと、用途変更確認申請の完了届が提出されていない状況で支援業務の完了結果の報告通知を出し、委託が完了する前に支払いをすることは、高浜市予算会計規則の支出の規定に違反すると思いますが、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和4年度に委託しました建築確認申請手続業務委託のその範囲でございますけれども、機能移転先、2つの施設の該当する居室について、用途変更の必要性を審査機関に確認したり、用途変更の確認申請業務等でございます。現在進めておりますバリアフリー工事、それから、オストメイト設置に向けた多目的トイレの設計業務といったものは、この建築確認申請手続業務委託の範囲外ということでございますので、この委託料を支出したことに問題はないというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 1つ質問を忘れました。確認申請が必要であれば、加藤設計が行った事前調査では、用途変更申請とそれに伴う防火区画が必要となると報告がありましたが、工事をしないでオープンすれば建築基準法の違反となり、罰則が適用されるのではないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 調査の中で出ている記載については、これは図書館法上の図書館の場合にはということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、いきいき広場の図書・情報スペースについては事務所ということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 愛知のふるさとづくり事業費補助金を受け、かわら美術館は建設されております。補助金返還について県と協議し、返還が発生しないとなっておりますが、国からの補助金は受けていないのか。受けているのであれば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で、鉄筋コンクリートは、50年を経過しない場合は返還義務が発生するということがあります。国との協議はどのような回答か、いきいき広場の建設の補助金についてもお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、かわら美術館の建設に関してでございますが、国の補助金はいただいております。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） いきいき広場の建設は、高浜市ではなく、愛知県で建設しておりますのでかかりません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 8月30日、消防との打合せで、消防から用途の届け内容が違うのではとの問いに、市の担当者が、いきいき広場は従前事務所扱いとして変更がないため、確認申請は必要ありませんと説明していますが、平成5年11月の愛知県住宅供給公社が出した申請には、事務所ではなく専門学校となっているのに、事務所と説明して、用途変更が必要ないとしているのは虚

偽報告で、消防設備の緩和を引き出そうとしているのではないか、加藤設計が提出した事前調査内容と違うと判断したのか、確認支援業務を委託した設計事務所が判断したのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今御質問にございました8月30日に打合せを行っているということでございますけれども、この日の打合せは、かわら美術館の用途変更についての相談でございますので、いきいき広場の話がなぜ触れられているのかというところはちょっと分かりませんが、先ほど申し上げたように、いきいき広場、事務所ということで、用途を変更しないということで進めております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 消防より、いきいき広場にはスプリンクラー設備はないと指摘され、3,000平米を超えるとスプリンクラー設備が必要となると指摘されていますが、いきいき広場の2階は2,461平米、3階は2,488平米と、3,000平米を超えていますが、図書館機能移転に伴いスプリンクラー設備の設置は必要ないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 繰り返しになりますけれども、図書館機能移転に伴って用途を変更しておりませんので、特段工事のほうは発生しておりません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） かわら美術館は、スプリンクラー設備は必要とならないのか。非常用電源が必要と指摘されていますが、収蔵庫だけでなく、避難に必要な安全基準を満足する非常用電源は設置されているのか、設置されていなければ設置するのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館の本館についての御質問でございますけれども、消防との協議の中で、スプリンクラー設備のほうは必要ないということをおっしゃっております。

それから、非常電源設備については、設置されております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、高浜市郷土資料館について質問させていただきます。

高浜市郷土資料館は今後どのように利用されるのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 議員も御承知のとおり、郷土資料館は、今現在、郷土資料を保管する収蔵庫として使用しております。業務がある場合に指定管理者の職員等が立ち入ることになります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 図書館の指定管理業務の中に郷土資料館の業務が入っていたと思いますけれども、これは入っていなかったわけでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和4年度までは、図書館、郷土資料館の指定管理ということで指定管理者のほうが対応しておりました。

令和5年度からは、付属施設ということで一体として管理をしておりますが、引き続き、今申し上げたとおり、指定管理者の職員のほうが、必要がある場合に立ち入って業務を行うというものでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、廃止された図書館の本館ですけれども、そのところは電気の契約はどうなるわけでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 電気は使いますので、契約のほうはしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、旧図書館本館駐車場の跡地活用についてお伺いします。

令和4年度までは、図書館駐車場用地として借用していましたが、令和5年度はどうするのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在は借地はしておりません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） その後はどうするつもりでしょうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） その後どうするかということで、これはさきの3月定例会の中でもお答えしておりますけれども、土地の上にある旧相撲場の工作物等を撤去して、地主の方にお返しするというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、スポーツ事業の振興ということでお伺いします。

旧体育センターの跡地活用状況についてお伺いいたします。

旧体育センターの跡地活用については、駐車場として整備することとなっておりますが、いまだに工事が始まっておりません。どのような状況なのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、体育センターの跡地の駐車場整備の工事の御質問でござい

ますが、工事が始まっていないという御指摘でございますが、5月から工事のほうに着手しております、現在工期を9月29日までということで整備工事のほうを進めているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 選挙運動のときに、地域の方より、碧海グラウンドのトイレが水洗でないために利用しづらいという苦情がありました。女子ソフト大会でも碧海グラウンドを利用している方がお見えになりますけれども、そこでも同じような苦情を聞いておりますが、水洗化をする計画がないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、グラウンドのお手洗いが水洗でないという御質問でございましたが、お手洗いについては、現状、水洗トイレでございます。

ただ、整備した年代が古いというところはございますので、3月定例会の一般質問でもお答えしておりますが、屋外トイレの改修というのは、検討課題であるというふうに認識しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） あそこのところも、高浜市内でも数少ないグラウンドですので、ぜひ水洗化をして、利用者の利便を図っていただきたいと思います。

それから、高浜の芳川緑地の多目的広場の件ですけれども、高浜芳川緑地多目的広場の利用の状況についてどのようになっているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 高浜芳川緑地多目的広場の利用についてという御質問でございますが、主に少年野球、少年サッカー、ソフトボールなどで御利用いただいているところでございます。また、昨年度につきましては、渡し場かもめ会による渡し場まつりも開催されまして、スポーツ、レクリエーションの場だけではなくて、そういった市民交流のイベントの場としても活用いただいているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 利用者の方から、トイレが非常に遠いと、そういったような苦情を聞いておりますけれども、その辺の苦情は聞いてみえるかどうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） お手洗いの件について、私どもとしてはそういった声は聞いておりませんが、そもそもこの多目的広場の整備に当たっては、野球やサッカー、それからグラウンドゴルフといったスポーツ団体の方々、それから地元の町内会やまちづくり協議会、それから渡し場かもめ会の皆様方と意見交換しながら、この整備についても進めてきたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 最後ですけれども、実は過日、美術館に行って、スタジオで陶芸教室をやってみえる方がいるということで、ちょっとスタジオを見に行っただけですけれども、そうしたら、スタジオのところで卓球をやってみえる方がお見えになりました。非常に狭い中でやってみえたわけですけれども、そういうスポーツの振興のために、もっとほかのところでも、たかぴあや何かでやろうと思ったけれども、たかぴあもなかなか利用が取れないということで、美術館のスタジオは取りやすいのでそのところでやってみえるという、そういうお話で、その中で利用者の方が、以前は大山会館のところでやっていたけれども、あそこは今は閉鎖されたままなので、そのところをぜひ卓球や何かができるような、そういうあれで開放していただきたいと、そういったお話がありましたけれども、そういったことに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） これまでも答弁したとおりでございますが、我々としては、現時点で考え方を改める必要はありません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） うちのところは、スポーツ施設や何かもどんどん閉鎖していったり何かして、非常に利用しづらいと、そういった話はあるわけですので、そういった意見もぜひ取り上げていただいて、ある施設を有効に活用していただきたい。それが市長が言ってみえる公共施設の縮充ということですので、ぜひその辺のところを、今の副市長のような答弁じゃなくて、もっと積極的にそういった施設を利用できるような、そういった考え方をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時20分。

午前11時10分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、今原ゆかり議員。一つ、食品ロス削減に向けた取り組みについて、一つ、窓口のキャッシュレス決済について、一つ、AEDの重要性と三角巾の配備について、以上3問についての質問を許します。

6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しを得ましたので、通告の順に、一般質問をさせていただきます。

初めに、食品ロス削減に向けた取り組みについて。

2019年5月、食品ロス削減推進法が施行され、明年で5年となります。生産から消費まで、各段階の食品ロス削減に向けた努力を国民運動と位置づけ、国や自治体、事業者、消費者に対して自主的な取組を求めています。

食品ロス削減は、世界共通の課題となっており、国連の持続可能な開発目標SDGsにもターゲットの一つとして掲げられています。SDGsの具体的な目標は、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減させることです。

これを受けて、日本も家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比の半分、約489万トンまで減らす目標を定めています。日本の食品ロス発生量は徐々に減少し、2020年度は約522万トンとなりました。しかし、目標の達成はいまだ見通せない状況です。

そこで、本市の食品ロス削減について、市民への啓発はどのようにされているのか、お聞きします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） お答えいたします。

本市では、食品ロスの削減に対する啓発として、5つの取組を実施しております。

具体的に申し上げますと、1つ目は、フードドライブの実施、2つ目は、食品ロスの削減につながる料理のレシピを募集し、その一部の作品を市の公式ホームページで紹介しております。3つ目は、食品ロスの削減をはじめとするSDGsに関連する取組を紹介していただいた方に、プレミアム商品券を販売いたしました。4つ目は、ごみ分別便利帳に食べ残しの削減方法の掲載、それと、5つ目といたしまして、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入に対する補助金の交付を行っております。

このような取組により、食品ロスの削減を促す、また、食品ロスの削減の重要性について啓発しております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

本市は、昨年よりフードドライブ、「小さなもったいない」つながる「ありがとう」の取組をしているとのことでしたが、その成果についてお聞きします。

さらに、未利用食品を必要としている人や、施設に提供する取組についての考えを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） フードドライブにつきましては、令和4年度は、令和4年7月と令和5年2月の2回、令和5年度は、4月に1回開催いたしました。

それぞれの取組と成果についてお答えいたします。

令和4年7月の開催は、本市が主催となり、SDGsに関連する取組を行っている高浜市生活

学校様や愛知県立高浜高校の生徒の方にも御協力をいただきながら、実施をいたしました。成果といたしましては、計122の団体、企業、個人の方々から、缶詰、お菓子、レトルト食品など、多くの食料品を提供していただきました。提供いただいた食料品は、福祉部を通じて、子ども食堂のほうに配布のほうをさせていただいております。

次に、令和5年2月の開催は、高浜市生活学校様が主催となり、JAあいち中央様や高浜市多文化コミュニティセンター様にも御協力をいただきながら、実施をいたしました。成果といたしましては、計124の団体、企業、個人の方々から、缶詰、お菓子、レトルト食品など、多くの食料品を提供していただきました。提供していただいた食料品は、公益社団法人 트레이ディング ケア様、ひとり親家庭、生活困窮家庭などに配布をさせていただいております。

最後に、令和5年4月の開催は、本市が主催となりまして開催いたしました。成果としては、缶詰、お菓子、レトルト食品など、多くの食料品を提供していただきました。提供していただいた食料品は、福祉部と連携し、子ども食堂などに配布をさせていただいております。

このようにフードドライブの実施につきましては、SDGsの意識の高い団体などの御協力であつたり、また、市役所内部の横断的な情報共有、取組が重要であると考えております。今後も引き続き食品ロス削減に向け、計画的にフードドライブを実施してまいりたいと考えております。

なお、申し訳ございません、ここで1つ、数字の訂正をお願いいたします。私が先ほどの説明の中で、4月7日の成果でございますが、「計122」という形でお答えをさせていただきました。こちらのほうにつきましては、「計112」の団体でございますので、訂正のほうをよろしく願いいたします。（訂正後述あり）

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

大変多くの方々が入力されていることが分かりました。

次に、本市の小・中学校の給食についてお聞きします。

自校方式で温かくておいしいと評判の給食ですが、どうしても残ってしまうときがあると思います。最初に、それぞれの学校で1回の給食当たりどのくらいの食べ残しが出ているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 季節によって児童・生徒の食欲も影響しておりますが、1校当たり1回の給食で出る食べ残しの量ですが、平均で約13.1キログラムとなっております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

想像していたよりもかなり少ない量で驚きました。

では、調理を行う上で、食べ残しを減らすためにどのような取組を行っていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 野菜、キノコ類、海藻類、魚介類など、そういったものを使った食べ残しが多くなりそうな献立のときは、味つけや切り方など、調理方法を工夫して食べやすくなるよう努めております。

また、暑い時期には、サラダやあえ物など、冷たい料理や水分が補給できる汁物の料理を多くしたり、寒い時期には、炒め物、煮物など、体が温まる料理の回数を多くしたりするなど、季節に応じて子供たちが食べやすいものを提供するように努めております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

未来を担う子供たちが食への興味・関心を持つよう、食育に関する授業などをされていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 様々な観点から食育に関わる授業を行っております。

例えば、ある日の給食の献立と家庭科で学んだ三大栄養素を関連づけ、体をつくるものになるものやエネルギーのものになるものを基本として献立が考えられていること、また、ほかにも、ビタミンやカルシウムなどでバランスを取っていることを学習しております。

また、地元の食材を積極的に活用する地産地消についても学んでいます。

ほかにも、小学校4年生の社会科で資源とごみの学習をする際、給食の食べ残しについて考える時間があり、給食は食べれば栄養になり、残ったものはごみとして処分されてしまうことを学んでおります。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

家庭科や社会科でしっかり学んでいるということが分かりました。

食品ロス削減を国民運動と位置づけるためには、子供たちが自主的に取り組むことも必要だと思いますけれども、何か子供たちが自主的に行っていることがありましたら教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） ある小学校では、給食委員会の児童が調理員へのインタビューを行い、その内容を全校児童に知らせる活動をしています。調理員が心を込めて給食を作っていること、食べ残しが多いと調理員は悲しい気持ちになってしまうことなどを、子供たちから子供たちへ伝えることで、感謝の気持ちや給食を残さず食べようとする気持ちが醸成されていると考えます。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

では最後に、生ごみを減らすため、今後の課題について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 生ごみを減らすための今度の課題を回答する前に、申し訳ございません。先ほどの2番目の問いで、私が開催日を「4月7日」と回答いたしましたが、申し訳ございません、こちらのほうにつきましては、「令和4年7月」でございますので、訂正のほうをお願いいたします。

では、先ほどの生ごみを減らすための今後の課題について回答させていただきます。

一般的に家庭から出される燃えるごみのおよそ4割が生ごみと言われております。その生ごみの約8割が水分と言われ、生ごみを減らすことはごみの重量が減少するほか、ごみの燃焼効率にもつながります。

そこで、現在可燃ごみの袋に、「生ごみはもう一絞りしてから捨ててください」、「ごみの減量に心がけましょう」という印字を行い、ごみの減量について啓発をしております。今後も市民の方や企業、事業者の方に生ごみの乾燥や自己処理を促すとともに、食品ロスの削減についても促してまいります。

なお、さらなる生ごみの減量化に向け、本年度改定するごみ処理基本計画において、様々な取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

当たり前のことですがけれども、食品ロスは劇的に削減できるわけではなく、私たち一人一人の心がけにより目標に近づけていくことができます。先ほど、ごみ袋、ごみ分別便利帳にも、食べ残しの削減方法が掲載されているということでしたが、私もごみ袋のほうは見逃しておりました。もう少し市民の目につきやすくなるよう工夫をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に、窓口でのキャッシュレス決済についてお聞きします。

経済産業省は、2022年のキャッシュレス決済比率を算出し、36%となったことを発表しました。また、決済額は111兆円となり、初めて100兆円を超えました。

キャッシュレス決済の種類は、クレジットカードやSuica、nanacoなどの電子マネー、各種プリペイドカード、急速に普及が進んでいるQRコード、バーコード決済などがあります。モバイル社会研究所によると、日本国内における携帯電話所有者のスマートフォンの比率は、2023年に96.3%になりました。私の知人の70代、80代の方も、ここ数年でスマートフォンに機種変更する方が増えています。最近知ったのですが、固定資産税や国民年金保険料の払込票にもQRコードがあり、スマートフォンで決済ができるとのことで、どこにいても支払いができるのはすごく便利だと思いました。

そこで、現在本市でスマートフォン決済で支払いできるものは何があるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 現在本市では、スマートフォン決済アプリによる支払い方法として、納付書に印刷されたバーコードを読み込んで支払う方法と、納付書に印刷されたQRコードを読み込んで支払う方法があります。

バーコードを読み込んで支払えるものとしましては、市税等で申し上げますと、令和3年4月1日から、個人市民税普通徴収、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税普通徴収が、スマートフォン決済アプリにて支払いが可能となっております。また、保険料について申し上げますと、令和4年1月1日から、介護保険料普通徴収、後期高齢者医療保険料普通徴収が、スマートフォン決済アプリにて支払いが可能となっております。

次に、QRコードを読み込んで支払えるものとしましては、令和5年4月から、個人住民税普通徴収、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割があり、こちらはQRコードを読み込み、地方税お支払サイトを通じてスマートフォンにより決済をするものでございます。こちらのサイトの場合は、クレジットカードによる決済も選択することができます。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

固定資産税などは、令和3年4月1日からスマートフォン決済アプリで支払いが可能になったとのことで、2年以上が経過しています。どのくらいの方が、スマートフォン決済アプリを利用して市税などを払ってみえますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 令和3年4月1日からスマートフォン決済アプリで支払いが可能となった個人市民税普通徴収、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税普通徴収の令和4年度の実績としましては、速報値ではございますが、利用件数は約4,200件で納付額は約1億3,000万円と聞いております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

ふだんの買物もスマートフォン1つでできてしまうという方も多くみえると思います。ぜひ市役所の窓口で支払う手数料も、スマートフォン決済できるよう進めてほしいと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 現在本市では、市役所の窓口で支払っていただきます各種証明手数料などは、現金での支払いとなっております。

自治体によっては、窓口でスマートフォン決済アプリ、電子マネー、クレジットカードにより

手数料を支払うことができます。

窓口でのキャッシュレス決済の導入は、来庁者にとって支払い手段が増えるとともに、簡単に支払いができることから利便性が向上すると考えます。また、本庁1階窓口において、市民からキャッシュレス決済についてどのくらい問合せがあるかを確認したところ、市民窓口グループでは、一月に数件ほどでありました。

窓口でのキャッシュレス決済の導入については、今後、担当グループと意見交換をしながら導入について検討してまいります。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

市役所窓口でスマートフォン決済を導入した場合、メリットとデメリットがあれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 市役所窓口でスマートフォン決済を導入した場合のメリット、デメリットについてですが、まず、メリットにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、来庁者の利便性が向上します。先ほど議員より紹介のありました携帯電話所有者のスマートフォン比率が96.3%となっていることや、コロナ禍を経験し、感染症対策としてもキャッシュレス決済が浸透してきたことを踏まえれば、市役所の窓口でも同様にスマートフォンで決済できることは、日頃からスマートフォン決済アプリを利用している来庁者にとっては、大変利便性が向上するものと考えます。

市にとってのメリットとしましては、窓口での現金での受渡しの時間がかからなくなるということが考えられますが、時間短縮の効果としては、限定的ではないかと考えております。

次に、デメリットとしましては、市の内部事務において、現金とキャッシュレスが併用されることで、単に納付手段としてキャッシュレスを追加しただけでは、事務負担が増える可能性があります。具体的には、キャッシュレス決済の収納時期が遅れることから、毎日の締めの事務や月ごとの入金、手数料事務や収納確認事務が増加することとなり、直ちに事務効率化につながらないこともあります。

また、決済の方法が多様化している中で、どの方法を選択するのか見極めて進めていく必要があります。そして、窓口でのキャッシュレス決済を導入する場合には、単にキャッシュレス機器を導入するのではなく、併せてポストレジなど周辺機器を導入し、既存の会計処理と連携し、業務負担の軽減につなげていくことも考えられます。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

最後に、今後の課題がありましたらお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） キャッシュレス決済の今後ということでございますが、窓口のキャッシュレス決済につきましては、行政のデジタル化を推進する上で、来庁者の利便性を向上させる取組であるというふうに考えております。

しかし、行政のデジタル化の推進をもう少し広い視点で見ますと、そもそも市役所窓口に来なくても手続ができるような行政手続のオンライン化など、取組課題もございます。

今回御質問のありました窓口のキャッシュレス決済につきましては、行かない、書かない、待たないデジタル窓口を進める取組と併せまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

様々な課題があることが分かりました。キャッシュレス決済を進めている自治体を参考にしていただき、職員の業務負担の軽減、また、市民サービス向上のための取組をお願いしたいと思います。

次に、AEDの重要性と三角巾の配備についてお聞きします。

AED、自動体外式除細動器は、急な心疾患によって起こる心室細動という症状を心臓に強い電流を一瞬流して、電気ショックを与え、心臓の状態を正常に戻すことを目的とした医療機器です。2004年からは、医療従事者に限らず、一般の人でも使用して、人命救助措置を行えるようになり、医療機関にとどまらず、街の様々な場所に設置されるようになりました。

心停止状態の心臓に対して電気ショックを行うまでの時間が1分遅れるごとに生存率は7%から10%ずつ低下し、5分以上の心停止で脳障害が発生し、10分以上続くと救命は困難になると言われています。総務省消防庁によりますと、令和3年度、一般市民が目撃した心肺機能停止傷病者2万6,500人のうち、一般市民による心肺蘇生を実施した人数は1万5,225人、そのうち1か月後の生存者数2,153人、心肺蘇生を実施しなかった人数の2倍です。1か月後の社会復帰者数1,477人、心肺蘇生を実施しなかった人数の3倍となっています。そばに居合わせた人が一刻も早くAEDを使い、心肺蘇生法を継続して行うことが救命するためには不可欠です。

日本全国AEDマップというアプリをダウンロードし、現在地を設定しますと、市内の公共施設やコンビニエンスストアなど、どこにAEDが設置されているのかが分かります。

初めに、本庁舎に設置されているAEDについてお聞きします。

いつから、どういった経緯で設置されたのでしょうか。また、設置届出は必要なのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G主幹（本多征樹） お答えいたします。

本庁舎に設置されておりますAEDにつきましては、平成21年度に日本赤十字社愛知県支部が

実施する救護資材配備事業によりまして、旧庁舎1階に設置されたものでありまして、現在におきましても、引き続き新庁舎1階に設置をしているところでございます。

なお、AEDの設置に当たりましては、届出の必要はございません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

電源を入れれば、音声案内をしてくれ、救命活動を行うことができますが、いざというときに使用できるように、職員が講習などを受けたことはありますでしょうか。また、今まで使用した実績があれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G主幹（本多征樹） お答えいたします。

平成21年度に本庁舎にAEDが設置されまして、その取扱いに関する講習につきましては、職員を対象としてこれまでに実施されてきたところでございます。

なお、本庁舎に設置されたAEDが使用された実績につきましては、これまでのところありません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

AEDを使用するには、パッドを胸部の正しい位置に貼る必要があります。傷病者のプライバシーを配慮するため、パッドを貼り付けた後、傷病者の体を覆うことができるよう、AEDと一緒に三角巾の配備が必要と考えますが、その点について市の考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G主幹（本多征樹） お答えいたします。

AEDを使用するに当たりましては、傷病者のプライバシーに配慮することは必要であると考えておりまして、本庁舎に設置されているAEDにつきましては、AED本体と共に三角巾及び傷病者の周囲を囲うことができる大きさの白布も一緒に配備しているところでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

三角巾などが用意されていると聞き、安心いたしました。

ほかの施設についてもお聞きします。

様々な年齢の方がスポーツをする機会が多い地域交流施設たかびあにもAEDを設置していると思いますが、どこにあるのでしょうか。また、三角巾の配備などをしていただけますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） たかぴあにおけるAEDの設置でございますけれども、まず、事務室の中にたかぴあ用として1台ございます。ほかに、武道館ですとか、グラウンド利用者向けに貸出用として別途2台ございまして、合計3台ございます。

三角巾につきましては、事務室に救急箱を備えておりますので、その中で三角巾のほうを配備しております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

民間の店舗や会社などとAEDの効果的な設置に対する協定を締結する考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

AEDの設置場所としましては、大勢の人が一定時間滞在する場所や24時間利用が可能な場所への設置が考えられます。

他の自治体における民間企業とのAEDの災害応援協定としましては、平成29年に千葉県の白井市、令和元年に東京都文京区と豊島区の3団体が協定を締結している例がございます。協定の相手先としては、コンビニエンスストアが主であり、内容としましては、自治体が機器等を貸与し、企業側にはAEDの取扱いをお願いする内容となっています。このような事例につきましては、民間企業の設置実態の把握を踏まえ、研究してまいりたいと考えています。

また、市所有の施設25か所にAEDを設置してございますが、設置場所など、分かりやすい表示についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

夜間や学校の休日にも対応できるように検討していただきたいと思います。

最後に、AEDを取り扱える人材の確保も重要と考えます。AEDを取り扱える人材の数と、今後プライバシーに配慮した講習の実施についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

AEDに関する講習は、衣浦東部広域連合消防局による救急救命講習などを通じ、これまで述べ1万人ほどがAEDの講習を受講しています。

今後は三角巾の活用など、プライバシーに配慮した講習となるよう、衣浦東部広域連合消防局に働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

AEDの使用に対する心理的抵抗感を軽減できるように、プライバシーに配慮したAEDの使い方を分かりやすくまとめたリーフレットを作成しているところがあります。服を全て脱がせる必要がなく、下着をずらして対応もできます。このような使用方法は、一般の人には十分に浸透していないと思われま。講習では、そういった説明もしていただけるよう働きかけをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時。

午前11時50分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、柴口征寛議員。一つ、物価高騰への子育て支援施策について、一つ、環境行政について、以上2問についての質問を許します。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、物価高騰への子育て支援施策についてです。

コロナ禍などで電気、ガス、食料品など、価格が急上昇し、一般家庭の生活が大変苦しめられております。中でも、子育て世帯の皆さんにおいてはなおさらです。

岸田政権も次元の異なる少子化対策として、ようやく少子化対策に本腰を入れ始めてきました。少子化は、医療や年金など将来の社会保障制度の運用を脅かすもので、経済成長の低下にもつながる問題です。そのためにも、子育て世帯の皆さんへの支援策は大変重要となり、ここ高浜市でも充実した支援策を示すことで若い世帯を呼び込み、将来のさらなる発展へとつながっていくものだと思います。

日本共産党では、子育て支援策として3つ掲げています。

1つ目として、子ども医療費の無料化です。現在、高浜市における子ども医療費無料化対象年齢は15歳年度末であり、これを18歳までに引き上げることです。

2021年4月1日現在、入院、通院ともに対象年齢が15歳までであった愛知県内市町村の数は、54市町村中、21市町村でした。この21市町村のうち、入院、通院ともに無料化、あるいは入院だけでも無料化を実施、または今後予定している市町村は、この2年間で18市町村となりました。そして、何も変化していない、残る市町村は高浜市、常滑市、一宮市の3市だけとなりました。この未実施という後れた状態ではないのでしょうか。

昨年9月議会一般質問での答弁にて、2021年度の子ども医療費の中学生年代の助成実績、入院

43件、253万2,055円、通院1万2,799件、3,181万1,985円、そして、入院、通院の合計が3,434万4,040円、この助成金額が一つの目安になると考えているとのことでした。入院だけで約250万円、通院も合わせると約3,400万円で、この3,400万円、一般会計予算の僅か0.2%です。

3月、子どもの入院医療費無料化を18歳まで拡大することを求める請願書を、私が代表者となり提出させていただきました。市民からの要望として時期に関係なく提出できるこの請願に関して、提出する時期に違和感があるとか、国に任せておくべきだなどという意見があり、残念ながら不採択となり、1,841名の大きな声が切り捨てられてしまいました。

経済的事情で子供を病院に行かせず、我慢させてしまうことがあることから、経済的理由で子供たちの生活や命に関わる医療が左右されないようにとの認識に基づく住民運動の広がりなどにより、全国的に医療費助成制度の拡充が進んでいます。ぜひ高浜市でも医療費助成制度の拡充を進めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 先ほどの愛知県下で医療費助成を実施していない市が3市、町村含めると6市町村という状況になってございます。

御質問の医療費無料化の拡大のところでございますけれども、現在、本市の子ども医療費助成制度は、愛知県の助成基準を上回り、入院、通院とも、中学校卒業までの医療費の自己負担を無料化してございます。また、所得制限も設けずに実施しております。

御質問の子ども医療費、入院の無料化を18歳まで拡大する考えについてでございますが、例えば、私立高等学校授業料補助金や奨学金、今回の補正予算に計上させていただいております、食費等の物価高騰等による経済的な影響から子育て世代の生活の安定を図るため、18歳以下の児童を養育する者に対し児童1人当たり1万円を支給いたします、高浜市子育て世帯支援給付金支給事業など、必要に応じて個別に対応してまいりますので、現時点で子ども医療費の入院無料化を18歳まで拡大する考えは持っておりません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2021年4月1日現在、愛知県内54市町村で18歳年度末まで入院医療費の助成を実施していたのは33市町村、通院については11市町村でした。そして、翌年2022年4月1日現在では、入院医療費については41市町村、通院については16市町村となり、そして、今後予定している市町村を含め、現在把握している市町村数としましては、入院については51市町村、通院については22市町村と、無料化の動きが大きく前進してきております。

碧海5市については、刈谷市、安城市、知立市、碧南市の4市は、入院医療費の助成を行っております。

入院医療費の無料化、高浜市では約250万円が一つの目安になるとのことでした。せめて近隣市と同様に入院費だけでも検討するお考えはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まず、先ほどの入院の費用が3年度の実績で250万円というお言葉がございました。

令和4年度の実績のところで申しますと、この金額は若干増えてございます。入院で54件、603万4,955円と、ちょっと昨年から見ますと倍近く医療費が増えてございます。通院につきましても、昨年は3,100万円ほどでございましたが、通院が1万4,609件ということで3,695万6,530円、合わせまして4,299万1,485円と、昨年の3,434万4,040円から800万円ほど増加をいたしております。

改めて、入院だけでも医療費の無料化をという御質問でございますけれども、繰り返しとなりますが、個別の対応ということで、現在は考えてございません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 例えば、大府市のように一部自己負担という自治体もありますが、こういった一部自己負担という、そういった考え方についてもお考えはないでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 議員申しますとおり、その考えもございません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 家計が苦しく、子供を病院へ行かせたくても、まだ大丈夫だろうと病院へ行くことをやめておられる、そういった家庭もあるかと思えます。誰もが健康でいられるよう、また安心して病院へ行かせられるよう、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

次に移ります。

子育て支援策2つ目として、学校給食費の無償化です。

現在、全国約260の自治体において、学校給食費の無償化が実施されております。そして、愛知県内54市町村のうち、何らかの方法により小・中学校の給食費無償化を行っている、また、今後予定している市町村は10市町村、そして、無償化まではいかないが補助を行っている、また、今後予定している市町村は11市町村となっております。

私も多くの市民の方とお話をする中で、子育て世帯の方や今後子育てをされる方からは、ぜひ給食費の無償化をとの声が特に多かったです。安城市、刈谷市でも、時限措置ではありますが無償化されるとのことです。憲法第26条には、「義務教育は、これを無償とする。」と定められており、学校給食費の無償化は当然の流れであると思えます。

高浜市では、学校給食費の無償化を検討する考えはないとのことでしたが、そのお考えに変わりはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 本市の学校給食でございますが、こちらは学校給食法という法律に

基づいて運営をしております。施設や設備等に関する経費を学校の設置者である市が負担し、そしてこれら以外の経費、食材費に当たりますが、こちらの経費については、保護者負担とされている法律でございます。

この学校給食法にのっとりまして、高浜市としては、今現在、給食費を無償化するという考えはありません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） その学校給食法の件に関しましては、法令的に給食に係る経費は、施設整備費などは学校の設置者が、そして、その他については保護者が負担することに確かになっております。これについては、2018年12月6日の参議院文教科学委員会にて、日本共産党、吉良よし子参議院議員の質問に文科大臣は、自治体等がその判断によって全額補助すること、これ自体も否定するものではないと答弁して、1954年9月28日に発出された文部事務次官通達、学校給食法並びに同法施行令等の施行についての中で、「これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の現状からみて、地方公共団体、学校法人その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない」、この一部の補助には、全額補助、つまり無償化が含まれていることを認めました。そのため、自治体の判断により無償化を行うことが、法違反になることはないということになります。

ここ高浜市では、この4月から給食費が値上げされ、小学校では1食当たり270円から300円と30円増し、中学校では315円から350円へと35円増しとなりました。これは愛知県で最も高い給食費だと思います。物価高騰や電気代の値上げ等に続き給食費の値上げと、子育て世帯の方々に対しては大打撃となっております。県内の市町村においては、第2子以降や第3子以降、また小6、中3を無償化の対象にしている市町村や半額補助を行っている市町村もあります。せめてこの値上げ分だけでも補助をするお考えはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 今回、6月の補正予算で子育て世帯の支援給付金というものが計上されておりますが、御家庭によりましては、こちらを有効に御活用いただくことも可能であると考えております。

また、先ほど御質問の中でありました経済的に厳しい御家庭というところでございますが、一定の基準を満たすことで学校給食費等を支給する就学援助制度もございますので、そちらのほうも随時案内しているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今回の補正予算にて、食費等の物価高騰等による経済的な影響から子育て世帯の生活の安定を図るため、高浜市子育て世帯支援給付金支給事業にて確かに児童1人当たり1万円を支給するという案が入っております。市としても、子育て世帯の皆さんの生活が厳しい

と考へ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用しようとしておられます。であるならば、子育て世帯にとって大変重い負担となっているこの学校給食費に対しても、地方創生臨時交付金を使って支援する、こういったお考へはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども申しあげました子育て世帯支援給付金も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうを活用していると認識しております。

議員がおっしゃいますように、全国の自治体で、給食費の無償化など独自の支援策を実施する自治体があることは承知しておりますが、実施に当たっては、議員も御存じのとおり相当な財政負担が生じてまいります。給食費の無償化等につきましては、学校給食を実施する上で地域間の格差が生じないように、国や都道府県において統一した対策を講じていくべきであると考えております。よって、今のところ、市独自で学校給食費への支援というところは考えておりません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 学校給食費の無償化というのは、財政力の弱い小さな町村から始まりました。そして2000年代に入ってから年を追うごとに少しずつ増えて、2017年には、小学校、中学校ともに無償化している自治体は82市町村となりました。そして、2022年には254市町村と、5年間で3.1倍という急速な広がりとなりました。

群馬県で開催されたシンポジウムでは、給食費無償化の結果、ある母子家庭のお母さんがアルバイトを1つ減らして子供と触れ合う時間が持てるようになったとか、月に1回家族で外食できるようになったなどの声が出されたとのこと。保護者の経済的負担の軽減というのは、一つ一つの家庭をそのように温めていくことにつながります。

子供には、学び、成長する権利があります。しかし、経済的にも能力的にも子供は自分ではその権利を十分に行使できません。親でも、1人ではその権利を十分に行使させることはできないのです。その権利は自己責任ではなく、大人社会全体で保障するしかありません。その一つの形が憲法が示した無償の義務教育であり、政府も給食費や教材費も無償化の対象と考えています。こうして社会全体が子供への愛情や責任を果たすことこそ重要であり、それが誰もが安心できる社会をつくることになります。ぜひ学校給食費の無償化、求めます。

次に移ります。

子育て支援策3つ目として、子供の国民健康保険税の免除です。

昨年4月から、6歳年度末までの子供に係る均等割保険税が半額に軽減されました。子育て世帯の皆さんにとっては歓迎されることであつたと思われまふ。しかし、これだけではまだ不十分ではないでしょうか。この均等割についても、対象年齢を18歳年度末に拡大すること、また、半額でなく、全額免除すべきではないかと思ひます。

そこで伺ひます。

均等割の対象となる人のうち、ゼロ歳から18歳までの人数、そして、均等割の合計額について  
お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 均等割の人数の前に、先ほどの子ども医療費の入院の関係でちょっと補足をさせていただきたいと思います。

令和5年3月14日に地方三団体、これは全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表者が小倉こども政策担当大臣に面会の上、こども家庭庁の創設を踏まえたこども政策の充実に向けた要望を行っております。全国市長会の会長からは、例えば子ども医療や給食費の無償化については、できる自治体とできない自治体があり、地域間格差が大きな問題となってくる。子ども政策の展開に当たっては、こうした地域間格差が広がらないようお願いしたい旨の要望がなされております。

また、全国市長会会長が、岸田総理も参加いたします国のこども未来戦略会議において、子育ての各種施策には基礎自治体を通じて実施するものが多く、どの自治体も積極的に取り組めるようにすることが重要であり、安定的な地方税財政の確保をしっかりと行っていただきたいと発言を行っております。

こういったことから、現行で行われております国の協議動向も踏まえて、先ほどの繰り返しになりますが、無償化については考えがございません。

続きまして、先ほどの御質問ですが、均等割のゼロ歳から18歳的人数でございますが、全体で618名ということになります。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 人数618名で、均等割の合計額について。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 合計額でございますが、医療分につきまして、軽減されている額が1,197万1,980円になります。これも仮定の話でございますけれども、あとは支援金分が404万5,140円、現在の制度でありますゼロ歳から6歳までですと、医療分が159万5,385円、支援金分が53万9,055円という状況になります。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） では、均等割減免の対象年齢を18歳年度末に拡大し、さらに全額免除する。これを実施するお考えはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 18歳までの国民健康保険税の均等割を免除するという考えの御質問だと思います。

本市の国民健康保険制度は、国の制度に基づき運営しておりますことから、議員各位も御承知

のとおりだと存じます。

そこで令和4年4月1日より、先ほど議員の御発言がありましたが、未就学児の均等割保険税の軽減につきまして、子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、世帯内に未就学児、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる場合、当該未就学児に係る均等割保険税を半額に軽減をいたしておるところでございます。

また、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の充実につきましては、全国市長会を通じ国に要望いたしております。要望内容につきましては、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案した上で対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度の拡充をすることといたしております。

このようなことも踏まえ、本市におきましては、国の制度に基づき子供に係る均等割保険料の軽減制度を運用しておりますので、御質問の18歳までの国民健康保険税の均等割を免除する考えにつきましては、本市独自で均等割軽減対策の拡大をする考えは持ち合わせておりません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 会社員や公務員が加入している被扶養者健康保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。しかし、国民健康保険では、均等割の仕組みがあるために、被保険者の数が多くなるほど国保税の額は上がっていきます。つまり、生まれたばかりの赤ちゃんからも保険料を徴収し、子供が増えるほど負担が重くなる。これこそ公平性を欠く制度であると言えます。ぜひとも均等割への減免制度導入の御検討を今後お願いいたします。

子育て世代への支援の充実は、少子化対策として大変重要になってきます。直接支援をすることによって家計にゆとりができ、安心して子育てができる。お子さんとの大切な時間をより多く持てるようになります。そして、安心して子供を増やすこともできるようになります。さらには、高浜市の転入や定住の促進にもつながります。近隣市並み、いや、それ以上の支援の充実を今後検討していただけるようお願いいたします。

今回の子育て支援に関する質問では、残念ながら、非常に冷たい御答弁であったと言わざるを得ません。日本共産党は、今後も引き続きこの問題に取り組み、強く要求してまいりたいと思います。

最後に、環境行政についてです。

1つ目、ごみのステーションについてです。

現在の資源ごみ分別収集拠点の数についてお願いします。併せて可燃ごみのステーション数についてもお願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 御質問の資源ごみの分別拠点の数、それと、可燃ごみのステーショ

ンの数の御質問でございますが、現在の資源ごみの分別拠点の数につきましては122か所でございます。可燃ごみのステーションの数は730か所でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） それぞれの設置基準といたしますか、どういった間隔で設置されておりますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） それぞれの設置基準の御質問でございますが、まず、資源ごみの分別拠点の設置基準といたしましては、当初はおおむね100世帯に1か所の設置を基準としておりまして、その後、人口増加を背景に増設のほうをしております。なお、増設する際は地域の状況を確認し、町内会とも協議を行い、決定のほうをしております。

また、可燃ごみのステーションの設置基準でございますけれども、こちらのほうにつきましては、基本は町内会からの要望などにより協議をさせていただいて、決定のほうをさせていただいております。

その他、都市計画法に基づく開発行為による10戸以上のマンションだとか、そのようなものを建設する際は、設置していただくこととしております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 資源ごみ100世帯に1か所という話ですが、これはどういった理由でそのような設定となったのか。また、場所によっても違うと思えますけれども、遠いところの方でどのくらい歩けばたどり着くものでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 100世帯に1か所の質問でございますが、これを設置した当時に町内会様のほうとも協議しながら、このような形に決めたというふうに把握してございます。

あと、申し訳ございません、距離の話がございましたけれども、こちらのほうにつきましては、ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 可燃ごみに比べると資源ごみの拠点は遠くなります。高齢の方や足の不自由な方にとっては、かなりつらいものであるかと思えます。その負担を減らすために、拠点数を増やしたりすることをこれまでに検討したことがあるか。なければ、今後検討するお考えはありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） こちらのほうは、100世帯当たり1か所というところの資源ごみの分別拠点、こちらのほうを増やす考えがあるかという御質問でございますが、やはり今後の人口増加であったり、そのような必要性というところを今後検討してまいりたいと考えております

が、いずれにいたしましても、地元の方とも協議をして決めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 高齢の方とか、足の不自由な方が今大変かと思うんですが、そういった方に現在どういった支援をされていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 高齢の方で、例えば、ステーションだったり分別の拠点までごみを運ぶということが難しい方におかれましては、話の中では、近隣の方がサポートしたり、またヘルパーさんとか、そういう方々がサポートしているというようなことを聞いております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） ヘルパーさんとか、近所の方に頼む、そういった頼みづらい方も中にはお見えになるかもしれないと思います。例えば戸別収集といった、そういった方法とかが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 先ほど申しましたような形でサポートしていただいておりますので、ちょっと戸別収集という考えにつきましては持ち合わせておりません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 私、12年ほど前に高浜市へ転入してまいりました。転入届をして、そしてその後、ごみの捨て方等についての説明がありました。そのとき思ったのが、可燃ごみ以外のごみを捨てるのが不便であるなということでした。当時といいますか、最近までもですが、私は運送関係の仕事に就いておりました。夜明け前に家を出て、帰りは夜遅く。また、夜中になることをもあったり、また、1週間帰らないときもありました。そのため、資源ごみについては朝のタイミングに出すことができない。そして、平日に出すことができない人のために、日曜日に出すことができる分別収集特別拠点があるとの説明もありましたが、日曜日も仕事だったり、なかなか難しかったです。働き方改革により現在様々な働き方があり、タイミングが合わずに、出すことに苦労されている方が大勢いるのではないかと思います。たしか去年だったかと思いますが、クリーンセンター衣浦にて平日捨てることができることを初めて知りました。

そこで伺います。

このクリーンセンター衣浦ですが、いつから受入れを始めたのか。そして、その受入れ体制についてお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） クリーンセンター衣浦の分別開始時期、また、受入れ体制の御質問でございますが、まず、分別開始時期につきましては、平成15年7月から分別の開始をしております。

ます。受入れ体制につきましては、平日、祝日、あと特別搬入日、この日に受入れができるという形になってございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2か月に1回ですか、日曜日の特別搬入日の設定があり、また、祝日も行えることは分かりましたが、ただ、土曜日だけの受入れがありません。そうなりますと、土曜日しか休みがない方にとっては、全く捨てることができないということになります。こうした方がどの程度おられるかは分かりませんが、24時間いつでも捨てられるステーションの設置等を今後検討いただければと思います。

次に、立ち番制度についてです。

この制度ですが、いつから、どういった経緯で始まったのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 立ち番制度がいつどういう経緯で始まったかという御質問でございますが、まず、資源ごみの分別、それと立ち番につきましては、国のリサイクル法の趣旨に基づきごみの減量化と資源化を促進するため、分別の収集を開始させていただきました。平成6年に市内の18町内会の会員様を対象に地元説明会のほうを開催し、皆様の意見等を伺い、平成7年10月に立ち番のほうを町内会様のほうで実施していただいております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 立ち番制度を始めるに当たって、では、いつまでこの制度を続けるのか、また、何をもって終了とするのかといった議論は、そのときはなかったでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） このときはやはりごみの減量化と資源化を促進するという社会情勢、また、地球環境という問題に対する対応から、基本的には皆さんこちらの立ち番につきましては、御理解いただける方は、前向きに考えていただいていたというふうに理解しております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） このときは、ごみの分別の意識を深めるためにだと思っただけですけども、じゃ、いつまで続けるおつもりかというのは、ありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） ごみの立ち番を行うことによりまして、やはり市民の皆さんがまず分別方法を知っていただくことであったり、あと、分別収集の拠点への不法投棄の防止、それとあと、御近所同士の交流を深め、助け合いの精神、コミュニティの醸成が図られると考えてございます。南海トラフをはじめとする巨大地震が心配される中、やはり常日頃から顔を合わせ、お互いの近況を知っておくことは、いざというときの共助にもつながります。

あと、どこの分別収集の拠点を見ましても、正しく分別が行われ、きれいに管理がされており

ます。122か所もの分別収集拠点を設置できているのは、町内会の皆様のおかげであると感謝をしております。今後も周囲の皆様の御理解、御協力を賜りながら、ごみの立ち番を継続することを考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 町内会の立ち番のお願いに伴って、町内会への補助というのはどうなっていますでしょうか。また、その補助というのはどのように使われているのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 立ち番に対する補助の御質問でございますが、立ち番制度に係る補助制度に基づき、報奨金のほうを交付しております。

この報奨金の使い道の御質問もございましたけれども、これは各町内会様のほうで町内会の活動に使われておるといふふうに認識しております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 立ち番制度における利点と問題点についてお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） まず、立ち番制度に関する利点でございますが、やはり町内会の皆様が立ち番をしていただくことによって、不法投棄というものがなくなります。それが一つのメリットでございます。

あと、デメリットということでございますが、やはり今後立ち番をしていく上での皆さんとの話合いだったり、合意形成というところをいただきながら進めていく必要がございますので、そこら辺につきまして、デメリットというところとあれですけれども、皆様に御理解いただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 立ち番を嫌がって町内会を辞めるとか、あるいは町内会に入らない人もおられると聞いております。これに関してはいかがお考えか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 資源ごみの立ち番が町内会を退会する大きな理由ということは考えておりません。事実、資源ごみの立ち番をやめた近隣市におきまして、町内会の加入率は依然として減少しておるといふふうに聞いております。立ち番と町内会の加入率の減少は因果関係がないんじゃないかという話です。

町内会の加入率の減少については、主に役員になるのが大変だということが一番の大きな意見でないかというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 高浜市では、外国人の方が年々増加してきております。外国人の方は、文

化の違いもあって、なかなか分別に関する御理解を得られないかとも思います。そのために立ち番制度がどうしても必要になってくるのは分かります。ただ、今は立ち番が問題ない方も、今後年齢を重ねるごとに厳しいものになっていきます。そして、立ち番のために仕事の時間をずらしたり、あるいは休みを取る必要がある方もおられます。

この制度の見直し、例えばシルバー人材センターなど、外部への委託などということは、これまで検討されたことというのはありましたでしょうか。また、今後、検討されるということはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 立ち番の手法の御質問でございますが、やはり地域の顔の見える方が立ち番をすることによって、先ほども申しましたように、今後の災害であったり、そういうときの共助につながるということもございますので、現在の状況を引き続きお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） この立ち番制度、20年以上続いてきた制度です。別の方法というのはそう簡単にできるとは思っておりません。ただ、ずっとこのままでいいのかは、今後検討する必要があるのではないかと思います。市内全体を一気に見直すのではなくて、試験的にどこかの一部の箇所で見直しをしてみるというやり方もあるのではないかと思います。

岡山市には、民間協力資源回収拠点というのがあります。スーパーマーケットや民間企業に補助金を出して、その敷地に資源ごみの回収ステーションを設置してもらうものです。近年、スーパーマーケット等にこうした回収ステーションが増えてきております。24時間いつでも捨てられるというのが大変便利ではありますが、回収品目は限定されております。もし回収できる品目が増えれば、利用者の方にとってはさらに便利になり、立ち番制度の必要性についても、今後検討できる状況になっていくかもしれません。

最後に、ごみの減量化についてです。

まず、可燃ごみの推移をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 可燃ごみの推移の御質問でございますが、近年の可燃ごみの総量といたしましては、令和元年度は1万1,893トン、令和2年度は1万1,825トン、令和3年度は1万1,035トン、令和4年度は1万887トンとなっております、年々減少傾向となっております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） ごみ袋の有料化、今されていますが、これが始まったのはいつからでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） ごみ袋の有料化の御質問でございますが、こちらのほう令和元年7月より有料化をスタートさせていただいています。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 先ほどの推移では令和元年からだったんですが、令和元年に始まったこのことと可燃ごみの以前からの関係、これによって減ったとか、そういった関係はどうでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 先ほどお答えをさせていただきました可燃ごみの総量は、家庭ごみと、あと事業ごみも入ってございまして、家庭ごみにつきましては、平成31年、令和元年でございます、こちらのときにごみの総量というのが若干減少してございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） ごみを燃やすと多くの二酸化炭素を排出して、地球温暖化の原因ともなります。そのため、ごみの減量化は、地球温暖化の防止につながるとともに、ごみ処理に係るコストの削減にもつながってまいります。さらに、家庭ではごみ袋の枚数が減り、家計の節約になります。

現在高浜市では、市民に対してごみの減量化への意識向上の取組というのはされていますでしょうか。また、今後を含めてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 住民の方の意識向上に向けた取組の御質問でございますが、住民の意識向上に向けた取組といたしましては、分別の実施であったり、ごみ袋の有料化、生ごみの堆肥化促進用の生ごみ処理機等の補助、それとあと、フードドライブの実施、それとごみ分別アプリの外国版導入などを実施してございます。

なお、本年度、ごみに関する計画の改定をしておりますので、こちらの中で、市民の方への意識向上に向けた取組等を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） ごみゼロ社会実現に向けた意識、行動改革は今後ますます必要で、ごみの分別、減量化、リサイクル促進運動、マイバック持参運動、ごみ処理施設を利用した環境学習等の啓発、学習の推進は大変重要となってきます。ごみ問題というのは大変難しいです。しっかり私も勉強して、今後も一緒にこの問題を考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これにて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は14時00分。

午後1時48分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、荒川義孝議員。一つ、地域公共交通の活性化について、一つ、DX推進と対話型人工知能の活用について、以上2問についての質問を許します。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、本市における地域公共交通の活性化についてお聞きします。

日常生活等の移動において乗用車に依存するモータリゼーションの進展と地方の人口減少によって地域公共交通が長期にわたって衰退し続けています。その一方で、免許返納などにより再び地域公共交通の利用に回帰する動きに合わせて、利用者の多様なニーズに応えるために新たな交通手段の導入が各地で進められています。

交通手段の分担率を見ますと、3大都市圏では鉄道とバス、全体の30%を占めます。これに対して、地方都市圏での公共交通の分担率は7%に過ぎません。地方圏の交通手段は圧倒的に自動車です。

地域公共交通に求められる役割として、運転のできない学生や生徒、高齢者、障がいをお持ちの方、妊婦等、地域住民の移動手段を確保すること、2点目は、諸機能が集約した拠点同士あるいは拠点と居住エリアを結ぶことによる交通手段の提供、いわゆるコンパクトシティの実現です。3点目は、外出機会の増加によるまちのにぎわいの創出や健康増進、最後は、観光等の来訪者の移動の利便性や回遊性の向上により、人の交流を活発化することです。

地域公共交通の維持改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには健康福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすものであります。

地域公共交通の活性化は、運行主体、事業者だけの努力だけでは限界があり、様々な分野の行政施策との連携が不可欠となります。

本市においても、令和5年に策定されました第7次高浜市総合計画において、目標9、地域経済を活性化し、元気なまちをつくりますの中で、移動する人と移動した先を考慮し、コミュニティバスの見直しを進めますと明記しております。

本市のコミュニティバスですが、平成23年の見直しが行われて以来、現在に至っておりますが、コンパクトな本市に公共交通網を形成するためには一層の利便性の高い公共交通の軸としての役割が期待されているのがいきいき号だと考えます。

いきいき号は、名前が表すとおり福祉バスとして始まったと聞いておりますが、その意義、考え方、取組の変遷について、おさらいですがお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） お答えいたします。

いきいき号は、市民の日常生活に必要な移動手段として交通の利便性を高め、市民交流、公共施設の利用、商店の活性化を目的に運行しております。

議員も御承知のとおり、いきいき号は平成5年6月より福祉事業の一環としてスタートいたしました。事業開始当初の利用対象者は、高齢者の方と障がい者の方としておりまして、小型の無料バス1台を毎週火曜日と金曜日の週2日間、運行しておりました。

平成10年5月から、利用者を一般市民の方にも拡大し、名称をいきいき号としてワゴン車3台で週5日間、運行をしておりました。

平成11年度からは、土日祝日もワゴン車1台で運行を開始いたしました。

平成21年度に地域公共交通会議を設置いたしまして、主要公共施設、地域拠点、主要駅を連絡、医療機関、大型店舗等の商業施設を連絡、また、高齢者等の交通弱者への乗降に配慮といった運用指針を制定しております。

平成23年7月より刈谷市コースを新設し、市内交通については4コースに分け、2台のワゴン車で運行する形に変更いたしました。

その後、令和4年度まで、停留所、便数、時刻表を随時見直しを行い、現在の運行形態に至っております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

土日運行開始、平成11年度からですね。

福祉事業の一環として、時代の趨勢に乗じて運行ダイヤのコースの改編などを行い、進化を遂げてきたことが確認できました。

需要が少ない地域において導入されることが多いこのコミュニティバスですが、利用者1人当たりの輸送コストは年々増加する傾向にあり、運行拡大に伴い自治体の財政負担も増大してきたと言われております。

ここ10年間の利用実績をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 10年間の利用実績といたしましては、平成26年度の2万9,878人をピークに、その後減少傾向となり、コロナ禍直前の令和元年度は2万7,424人、直近3年間は、令和2年度が1万8,714人、令和3年度が1万6,072人、令和4年度が1万4,591人となっております。令和4年度の実績をコロナ禍前と比較いたしますと、市内コースは52.8%の減、刈谷市コースは34.7%の減、このように減少傾向が続いている状態でございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

軒並み利用者数は減少していますよね。移動手段としての多くの住民の生活行動になじんでいるかどうか、住民と運行主体、事業者が一体となって利用者目線でその有効性を確認していくことも重要です。

実際に利用者アンケートで寄せられたお声、それから公共交通会議で出された御意見で多かったものを数件教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 意見として多かったものとしたしましては、自宅から停留所が遠い、迂回が大きく乗車時間が長い、乗り継ぎが悪く待ち時間が長い、乗りたい時間に便がなく利用ができない、市外への交通結節点を増やしてほしいなどの意見が多くございました。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

停留所までの距離、運行時間そして待ち時間等、利便性に関するお声が多いようです。

誰も利用者自身の実情に合った運行を望むと思います。

しかし、利便性の高さを追い求めると課題は多いかもしれません。

公共交通網を形成する上で、交通結節点は移動の一連の動きの中の一つの重要な要素であり、つなぐ空間、たまる空間として役割を有しています。

現在のバスルートにおいて交通結節点及び接点を結ぶ循環ルートと時刻表編成について、どのように考えてみえますか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 現在のバスルートにおいて、他の交通機関との交通結節点としたしましては、名鉄三河線の各駅、サン・ビレッジ衣浦、刈谷豊田総合病院の本院があり、循環ルートに反映のほうをさせていただいております。

時刻編成の考え方としたしましては、市内交通におきましては、1循環をおおむね30分とし、1日6便で運行をしております。刈谷コースにつきましても、市内コースと同様に1循環をおおむね30分とし、1日9便で運行しております。このように、1回当たりの乗車時間などに配慮して時刻編成をしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

交通結節点については、他の交通網等や他市町のコミュニティバスと接続することにより行動範囲を広げることも可能としていますよね。

コミュニティバスは、地域住民の生活に根差したサービスであることから考えて、利用者の多くは通院、買物、通学など、日常生活上で必要だからバスを利用するわけであって、そして、路線やダイヤ、バス停の位置が便利だから利用するといった利用者がほとんどです。

そこから考える利用者を増やし、利便性を高めるためにも新たな方策が必要であると考えます。  
では、停留所間の距離の考え方、居住実態のあるまちは全て網羅しているでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） まず、停留所間の距離の考え方といたしましては、1循環30分という時間の中で市民の方が多く利用する主要な公共施設、医療機関、大型店舗等の商業施設などを総合的に考え設置のほうをしております。

次に、停留所が居住実態のあるまちは全て網羅しているのかの御質問でございますが、現状、全ては網羅できていない状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

行政が運行主体となるコミュニティバスと申しますのは、中心市街地の活性化、それから交通空白地域の解消、この2つのバランスをうまく取り、他の交通網と役割の分担を明確にするとともに、運行本数や運賃設定などのサービス水準の面であまり大きな不公平が生じないよう細心の配慮が求められていることと思います。

利用実績、そして利用アンケート、公共交通会議の御意見、社会情勢などから浮かび上がる課題をどう分析されるでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） まず、利用実績では、コロナ禍明けであるにもかかわらず利用者が減り続けておまして、ピーク時の約半分となっている状況でございます。

アンケート及び公共交通会議では、現行の運行形態に対して、先ほどお答えいたしましたように停留所から遠いなどの御意見をいただいております。

社会情勢といたしましては、高齢者の介護予防や外出促進、運転免許証が返還しやすい環境整備のための公共交通網が未整備であること、また、超高齢化社会を迎える中、あらゆる施策との連携や利便性を向上させることが課題と捉えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

繰り返しになりますが、行政が運行主体であります。

公共施設等を巡回するようなルートや所要時間の長い冗長なルートを採用しているところは利用者が伸び悩んでいることも否めません。住民ニーズや地域特性に応じた路線設定や制度設計が重要であると考えます。

利用者が少ないと当然十分な運賃収入も見込めないため、運行経費に占める公費割合も高くなり、多額の税金投入に疑問さえ生じることがあります。

令和元年度、運行ルート、そしてダイヤの改編を計画してみえましたが、いまだにそれについていない理由をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 理由といたしましては、ルートや時刻表の変更だけでは解決できない課題があり、運行形態の変更を含めた検討が必要であったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響により対面のアンケート等で利用者ニーズの把握が困難であったことや、地域公共交通会議が開催できなかったことが要因でございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

コロナが落ち着きを見せる中、ここ3年間、改変に向けてのサンプル、うまくそして十分にとることができなかったということが考えられますが、では、改変についてこれからどのように進めていかれるのでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 昨年度からいきいき号のことについて検討を各種進めております。

具体的には、利用者数や乗り継ぎ時間等の分析、運転免許を所持しない人の現状及び今後の見通し、停留所空白地域の把握、各小学校区での座談会及び市民アンケートの実施、有識者へのヒアリング等を実施してきております。

こうした検討を踏まえまして、幾つかの選択肢の中からデマンド交通の方向で検討していきたい旨を地域公共交通会議へ提示し、現在、合意形成に向けて協議を進めているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

現状や課題、市民ニーズを酌み取り、新たな運行形態としてデマンド交通という考え方が示されました。

デマンド交通とは、利用者のニーズに応じて柔軟に運行する公共交通システムです。利用者から予約が入ったときのみ運行し、様々な場所で乗降できるのが特徴です。

日本のデマンド交通は、少子・高齢化が進む地域、マイカー普及率が高く路線バス利用者数が少ない地域で導入されることがセオリーとなっておりますが、この考えに至った経緯をお示してください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） デマンド交通という考えに至った理由ということでございますが、今後10年間ぐらいを見据えた場合、超高齢化社会、特に75歳以上の後期高齢者が大幅に増加する見通しとなっております。

市民アンケートの結果でも、「今後の移動手段にとっても不安を感じている」あるいは「感じている」と回答された方が51.4%を占め、多くの方が将来の移動手段に不安を感じておられます。

また、地域の座談会におきましては、対面で行ったわけですが、病院、買物、公共施設、駅までといった市内を気兼ねなくちょっと移動できる交通手段を望まれている方が多くみえまして、特に利便性を向上してほしいという声を多くいただきました。

このような状況を踏まえて、面積が約13平方キロメートルという小さなまちのメリットを生かし、誰一人取り残されることなく安全かつ安価で容易に地域公共交通を利用できる環境を整えたい、これは持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの目標にも合致するものであります。

これらを実現するための手段として、デマンド交通が適しているという考えに至っております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

市民アンケート、51.4%の方が移動に不安を感じてみえる、そして数々のエビデンス、そして背景から誰一人取り残さない、このワード、しかと受け止めました。

SDGsの実現、持続可能な地域づくりにおいて、デマンド交通は重要な役割を持ち、大きな役割を担うことと思います。高齢者や学生などの交通弱者にとって、暮らしを支える大切な移動手段となります。地域活性化を支える基盤、資源となります。地域資源をつなげ、観光の魅力を高める基盤、人と人との交流やコミュニティの醸成の場を作ります。環境効率のより交通手段となります。

さて、どこまで研究を行いましたか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） デマンド交通の研究についてですが、デマンド交通を採用されている豊明市さんに行きましてデマンドバスへの乗車をしてまいりました。AIを活用したデマンド交通のオペレーティングシステムやコールセンターの実際行っている場の視察、デマンド交通を導入している他市事例の研究、愛知運輸支局及び有識者との意見交換、昨年6月に岸田内閣が閣議決定した骨太の方針2022を踏まえた国土交通省地域公共交通部会での検討内容を参考にするなど、検討を進めてきたところです。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

近隣でいいますと豊明市のデマンド交通、チョイソコ、こちら研究されたということで、非常に健康福祉面、それから公共交通ということで理にかなったところで実証実験を重ねて非常にしっかり取り組んでこられた事例を勉強されたということで、よく分かりました。

本市の実情に合わせた運行が求められますが、バスの運行形態、そして運賃、料金、事業計画等について、地方公共団体が主催者となり地域の関係者による合意形成を図るため、改正道路運

送法に地域公共交通会議の開催が位置づけられています。

デマンド交通の考え方を示した際、委員の皆様よりどのような御意見が出されたでしょうか。また、合意に至ったのかを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 今年の2月7日、それと4月13日に開催いたしました地域公共交通会議の中でデマンド交通の説明や提案をいたしました。

それらの会議での意見としては、デマンド交通は運行ダイヤを気にせず利用できる、目的地まで直通に近い形で乗車時間が短縮できる、商店の活性化につながる、高齢者の外出促進につながる、そういったデマンド交通を期待する御意見をいただいております。

なお、その一方で、本市で考えられる公共交通の運行形態について再度提示してほしい、評価するための指標や目標を整理してほしいといった検討に当たっての慎重な御意見もいただいております、今後も引き続き協議のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

ちょっと合意に至らなかったというところもあるということです。

積極的な御意見の中には、現行の運行に関しての課題を解決することができる内容である反面、慎重な御意見の中に考えられる運行形態や評価指標の目標の整理などが挙げられておりますが、当然のことだと思います。

デマンド交通を導入することによって全ての問題を解決してくれるという認識を持って、運行形態を十分に検討することなくその導入を決定してしまう事例も少なくありません。

そこで、多面的に本市が考えるデマンド交通についてお聞きしていきます。

デマンド交通導入についてどのようなメリットが考えられるか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） デマンド交通の導入のメリットといたしましては、乗換えのための待ち時間の短縮、決められた路線を運行しないことによる乗車時間の短縮、現状より停留所の増設が可能と考えており、大いに利用者の利便性が向上できると考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

利用者のニーズに対して柔軟に対応できる、コミュニティバスの維持のために必要な財政負担を軽減できる、コミュニティバスの運行ルートから外れていた住民にとっても生活の足を確保できるなどのメリットもありますよね。

では、反対にデマンド交通導入について、どのようなデメリットが想定されますでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） デマンド交通導入のデメリットといたしましては、利用時に事前に予約が必要なこと、それとシステムの導入、運用に費用がかかることが課題であると考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

利用者側からの視点では予約が面倒であること、利用者が多くなれば対応できない可能性もあること、空気を運んで走ることが少なくなる半面、利用されていないことが顕在化しにくくなるかもしれませんが、これらのデメリットについては解決できる手だてでは工夫次第だと思います。

それらを踏まえて、本市の人口分布や市の構造、地形などから、デマンド交通に適しているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほどの答弁の中でデメリットという言葉を使用しましたが、これは課題であるというようなことでございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

本市がデマンド交通に適しているかということでございますが、本市は小さなまちでございますけれども、現いきいき号は停留所の圏域を半径200メートルとした場合、カバー率は約50%ということになっております。

デマンド交通であれば多くの停留所の設置が可能で、市内全域に停留所を張り巡らせることができます。

また、停留所の設置につきましても、一部の地域には坂道があるなど状況が異なりますので、デマンド交通では必要に応じた柔軟な停留所の設置が可能となるという面もあります。

また、現在の地域公共交通の目的であります商店の活性化という点におきましても、地域公共交通と事業者をつなぐ取組の可能性が広まるということ、また、必要なときに必要な運行を行うことで本市が推進するカーボンニュートラルの推進につながることも期待できます。

以上を踏まえますと、フレキシブルな運行により利便性が高く効率的な運行を実現するデマンド交通が適しているのではないかとこのように考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

デマンド交通を導入することにより、先ほどの御答弁にありましたあらゆる施策との連携や利便性の向上をさせることが具現化できると、私もそう思います。

様々な運行形態があります。路線定期型交通と同様に決められたルートで予約が入ったときのみ運行する定路線型、あらかじめ決められたルートをベースに予約に応じてその都度変更、所定のバス停まで回り道をし、空白地帯を埋める迂回ルート・エリアデマンド型、運行ルートは定め

ず予約状況に応じて柔軟に対応、予約が入ったバス停、ポイントだけを結び最短ルートで目的地へと運ぶ自由経路ミーティングポイント型、運行ルートもバス停もない利用者の指定場所を巡る自由経路ドアツードア型、どのような運行形態を考えているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 運行形態につきましては、運行ルートは定めず、利用時に予約し停留所まで出向いていただき、乗り合って指定場所へ行くという自由経路ミーティングポイント型の運行を考えております。

理由は主に3つありまして、1つ目は、乗り合いではありますがAIの活用により最短経路を選択することができ、所用時間を短縮できること、2つ目は、停留所を多数設置することができますので、自宅から停留所までの歩行距離を短縮できること、3つ目は、一般タクシーとの差別化を図ることができるというものでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

自由経路ミーティングポイント型の運行形態を考えているという御答弁をいただきました。理にかなっている形態だと思います。

いろいろなバリエーションがこれで作れるかと思いますが、一つの案として、刈谷コースを基幹路線として市内構想フィーダー系統のデマンドという組合せも十分に考えられますよね。

タクシーとの差別化を図ることができ、他の交通網との特性が重複しないことが考えられるので、とてもいい選択だと思います。

では、デマンド型の交通の運行に当たっての検討項目として、車両についてはどのように考えてみえるでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） デマンド交通の運行に当たっての車両につきましては、将来的には環境に配慮し、ダウンサイジング化された車両の導入も検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

自由経路を想定しているわけですから、道路条件、施設立地等や地域住民の移動需要に応じ、車両サイズを考えていかなければなりませんね。

公共交通は、サラリーマンや学生の通勤通学の足だけでなく、高齢者の生活や通院、買物支援の足として役割が大きくなっていきますが、公共交通に頼らなくてはならない75歳以上の後期高齢者が今後ますます増加していきますが、デマンド交通において個々のニーズに対する利便性をどこまで追求するのか、お考えをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まず、本市の少し特性という意味で申し上げますが、市内どこからでも自転車で行けば約15分ぐらいで最寄り駅に到着できる距離でございます。ですので、現状、通勤通学に関しましては、自転車や徒歩で十分賄えているというのが現状で、いきいき号を利用される方はほとんどいらっしゃいません。

今後、デマンド交通により利便性が高まれば、通勤や通学の利用者も増えてくるということも考えられます。

そこで、本市におきましては、主に自分で自動車を運転することができない子供、障がい者、高齢者、妊婦の方など立場の弱い方が取り残されることなく安全かつ安価で手軽に利用できる移動手段を確保してまいりたいというふうに考えております。

なお、まちづくりの観点から申しますと、子供から高齢者まで全ての世代がもっと自分らしく安心して生活できるように、そして、この地域により多くの人に住んでいただけるような環境づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

デマンド交通の導入により利便性が高まると使われ方も増えてくるのではないかという御答弁、誰もが取り残されることなく、無論事業者も同様であり、デマンド交通運行に当たり通常のタクシーとの差別化、福祉輸送サービスとの整合あるいは既存の路線バスとの役割分担を行い、全体のネットワークとして機能していくことができるか、また、どのように交通事業者を参入させるか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 地域公共交通の目的は、その運行自体が目的ではありません。市民が安心して生活できるための移動手段を確保することにあります。

地域公共交通会議の議論の過程では、委員の間で考え方の相違や利害関係があることは当然でありまして、これをいかに乗り越えて市民のためになる移動手段を確保するかということがございます。

今後、様々な観点から議論を深め、市民のための地域公共交通の共同経営者という意識を皆さんの中で醸成、共有する中で、目指す姿、目標値などを共有し、本市におけるよりよい公共交通サービス網の形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、事業者の選定についてでございますが、AIを活用したデマンド交通を採用した場合を前提にしますと、AI、デマンド交通システムの運行システムの導入、運営委託事業者及び交通事業者をそれぞれ選定していくということになります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

地域公共交通の真の目的、市民が安心して生活できるための移動手段を確保すること、すなわち全ての交通モードの共通項です。

事業者を選定していくに当たり、運行システムの導入ほか、切り分けないといけないというところですが、そこで運行コストについてお聞きします。

バスの限界を超えた小規模需要に対応するデマンド交通にどれだけのコストをかけるべきか、また、現行のいきいき号と比較した際、財政メリットは、そして併せて、持続性を高めるための運賃設定について、お考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） まず、幾らまで公共交通にコストをかけていくかということですが、十六総合研究所が実施した公共交通に関する意識調査によりますと、地域のバス等のために月に幾ら程度なら支払ってよいと思うかという設問に対しまして、月額1人当たり77.1円という結果が出ております。

これを本市に当てはめると年間約4,550万円になります。本市の令和4年度の実績では約2,800万円ということですので、コストをかけてでも持続可能な住みやすいまちづくりの基盤として利便性の高い市民に喜ばれる地域公共交通を目指していきたいというふうに考えております。

次に、財政メリット及び持続性を高めるための取組についてであります。AIを活用したデマンド交通を導入した場合を前提に若干イメージを申し上げます。

まず、経費面でございますが、コールセンター等運行システムのオペレーション費用が必要になります。

一方、財政メリットとして、経費削減の点では必要に応じた効率的な運行や車両を小型化することで燃料費を抑えることができます。

一方、収入確保という点では、利便性の向上による運賃収入の増加、運行以外の収入確保では、地域公共交通の重要性に共感する企業や商店からの協賛金、事業所への停留所設置による広告料収入などが考えられます。

また、間接的な財政効果として、事業者とタイアップしお出かけイベント等を実施することにより、高齢者の外出が促進され医療費の削減につながることもありますし、商店等との連携による経済効果もあるというふうに考えております。

そのほかに、カーボンニュートラルへの貢献や、安心して生活できるようになりますと、より多くの人に住んでもらえ、持続可能なまちにつながるなどの効果も考えられます。

このように、財政メリットにつきましては、多面的な効果も踏まえ、まちづくり全体の中で捉えていくものと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

運行コストが削減できることがメリットとしてもあったのですが、利用者の数や運行状況によっては逆に運行コストが上がる場合もあります。まず、デマンド交通を準備する時点で不定期運行に対応するための車両数の確保やシステム構築などの費用、デマンド交通による利用率が低ければ大きなコスト削減効果が得られないので、これらの費用を吸収できない可能性があります。

がしかし、それらを想定し、方策を考え、持続可能な住みやすいまちづくりの基盤として、コストはかけてでも利便性の高い市民に喜ばれる地域公共交通を目指されるということですので、ぜひとも実現していただきたいと思います。

では、予約などにより乗降リクエストがあると、現在地を確認し、自動的に最適な車両を配置し運行の指示を行う自動配車、A Iを導入するデマンド交通が主流となっていますが、どのように考えてみえますか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほど来出ておりますがA Iを活用したデマンド交通を考えておりません。

その理由は、まず1つは、最適なルートを選択し、乗車時間や待ち時間の短縮につなげることができるということ、2つ目は、効率的な運行により二酸化炭素排出量の削減につなげることでもあります。3つ目は、デジタル技術を活用し、市民の利便性の向上につなげることができるということで、A Iをはじめとするデジタル技術を最大限活用していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

デジタル技術のお話がありました。

従来のバスやタクシーなどの交通手段にA Iや自動運転といったテクノロジーを組み合わせたサービス、M a a S (M o b i l i t y a s a S e r v i c e) がありますが、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性の向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となり得るものであります。

現在、日本で導入されているM a a Sには、シェアサイクル、自動運転、カーシェアなど、様々な手法がありますが、A Iデマンド交通はその中の一つであります。積極的な活用をお願いします。

まずは、そのためにも公共交通ネットワークの形成に向けたデマンド交通の位置づけを明確にしていくことが大切であります。

公共交通計画の策定は考えてみえるでしょうか。

令和2年の活性化再生法の改正に伴い、従来の地域公共交通網形成計画に代わる新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化されましたが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 地域公共交通計画は、地域公共交通政策の目指す姿を明らかにし、交通機関同士の役割分担の明確化や連携強化のため、その必要性は理解しております。

特に、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバスなど、地域に多くの輸送資源がある場合は、関係者も多くなりますので特に有効であると考えております。

一方、本市の場合、地域公共交通の担い手は名鉄とタクシー事業者1社、そしてコミュニティバスを運行する市の3者と限られております。この3者は、全て高浜市地域公共交通会議に参画しております。

したがいまして、地域公共交通の現状や課題、目指すべき姿等は、この会議の中で十分共有することができます。

また、本市は、市民との距離も近く、市民ニーズは日常的に顔を合わす機会等の中で把握できますので、地域公共交通会議での議論を通して、利便性向上に向けた改善策を速やかに実施していく方向が望ましいと考えております。

計画づくりが目的とならないように、地域公共交通会議の議論を踏まえ、地域公共交通に対する考え方、目指すべき姿や指標等を取りまとめ、改善を積み重ねていくための簡単な資料を作成していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

地域公共交通計画は、地域公共交通政策の目指す姿を明らかにし、交通機関同士の役割分担の明確化や連携強化のため、その必要性は理解、地域公共交通会議の議論を踏まえ、方向性や指標等を取りまとめた資料を作成と御答弁をいただきましたが、少し気になるのが、中部運輸局管内の有償輸送を行う自治体の中で、本市の計画は未策定となっております。非常に気になります。

デマンド交通は、そんな簡単なものではありません。デマンド交通の適性を把握し、その他の交通モードと合わせた地域の公共交通ネットワークを形成する上で、デマンド交通がどのような人を対象に、どのような移動に対し、どのような輸送サービスを提供するのかを明確にすることが重要であります。

デマンド交通は、コミュニティバス以上に地域に密着した交通サービスであることから、地域住民と行政が一体となってPDCAを実施、公共交通会議で御指摘のあったように評価をしっかりと行っていく必要があります。

また、先ほどの御答弁の中、あらゆる施策との連携、まちづくりの中で捉えていくとありまし

た。

かつて、法定計画ではありませんでしたが、公共交通網形成計画と立地適正化計画がセットであったように、上位計画である高浜市総合計画、都市計画マスタープランと整合を図り、体系的にまちづくりを進めていただきたい。総合計画アクションプランにおけるウーダーループによる計画推進サイクルにD e c i d e、具体的な行動（改善）プランを策定するとありますよね。そのためにも、公共交通計画は必要ではないでしょうか。

最後に、今後の進め方及びスケジュールについて教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） コミュニティバスの運行方法を見直す場合には、高浜市地域公共交通会議において協議や調整をして合意形成を図るという必要があります。

先ほど来の答弁の中で、本年2月と4月の地域公共交通会議におきまして、A Iを活用したデマンド交通の方向性で検討していきたい旨を提案させていただいております。

今後、出された意見への対応を行い、できるだけ早く合意形成を図れるように努めてまいります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

シームレスでストレスフリーな移動実現による利用者の利便性の向上を目指していただきたいと思います。

経費の負担軽減と利便性の向上を一挙に実現できるものではなく、誰のためのどのような移動需要に対応する必要があるのか、地域住民の移動需要を把握した上で一定の財政的制約下において地域住民と行政が十分に議論し、互いが納得し交通事業者を含む3者の相互信頼関係が構築される中で、地域で合ったデマンド交通を構築する必要があります。

地域公共交通会議での合意形成が必要ではありますが、総合計画のアクションプランに令和6年度末には新方式による運行検証実現も明記されております。実証実験も含めて、前倒しするぐらいの勢いでぜひとも進めていただきたいと思います。

次の質問のD Xの推進下で進められる書かない、待たせない、市役所にA Iを活用したデマンド交通で来所する、そんな連携ができればいいかと思います。

それでは、次のD X推進と対話型人工知能の活用についてに移らせていただきます。

本市は、行政サービスのオンライン化を国が策定した自治体D X推進計画において示された地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を中心に進めていくとしておりますが、本市の行政手続のオンライン化の状況について教えてください。

○議長（杉浦康憲） I C T推進グループ。

○I C T推進G（平川亮二） 行政手続のオンライン化には、大きく分けるとマイナンバーカー

ドが必要なオンライン手続とマイナンバーカードがなくても利用できるオンライン手続があります。

マイナンバーカードが必要なオンライン手続としましては、住民票を含め4つの証明書がコンビニで取得することができます。また、マイナポータルアプリを通じたオンライン手続では、現在、申請期間外の手続を含めると22の手続が可能となっており、本年2月からは引っ越し手続のワンストップ申請ができるようになりました。

次に、マイナンバーカードがなくても利用できるオンライン手続としましては、あいち電子申請・届出システムがあります。このシステムでは、5月31日現在で新型コロナワクチン接種券申請など、22の手続が可能となっております。

次に、地方税の申告、届出の手続ができる地方税ポータルシステムでは、個人住民税の給与支払報告書の提出など、8つの手続が可能となっております。そのほかにも、市税等の納付に関してはスマートフォン決済アプリによる納付や、今年度からではございますがQRコードを読み込んで納付することができるようになっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

子育て関係、介護関係、転入・転出届、地方税の個人住民税の給与支払報告書の提出など多岐にわたり進んでいますが、さらに実生活に密着した事項についても順次進めていただきたいと思っております。

マイナンバーカードを用いて行うオンライン手続の運用が行われております。

マイナンバーカードを使ったサービスでトラブルが続出しておりますが、政府は6日、デジタル社会の実現に向けた重点計画を決定しました。マイナンバーカードの券面の刷新を含むマイナンバーカードの検討を開始し、2026年中の実現を目指すようですが、住民の皆様が不安なく手続できるよう進めていただきたいと思います。

では、オンライン化に伴う来庁者の削減状況はいかがでしょう。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 来庁者の削減状況を測る指標を2つお答えさせていただきます。

1つ目は、本庁舎1階、市民窓口グループの住民票などを発行している窓口での受付件数でございます。直近3年間の件数を申しますと、令和2年度が約2万7,900件、令和3年度が約2万6,700件、そして令和4年度が約2万6,200件と窓口での受付件数は年々減少傾向にあります。

2つ目は、1つ目と関連してきますが、住民票などのコンビニ交付件数でございます。令和4年度にコンビニで交付された住民票などの件数は約6,000件でした。これまで市役所窓口で申請をしていた住民票などをマイナンバーカードを利用してコンビニで交付を受ける、言い換えれば市役所に来庁する必要がなくなった件数でございます。

なお、参考までに、コンビニ交付の件数は、令和元年度は約1,000件、令和2年度が約2,000件、令和3年度が約3,600件、そして令和4年度が約6,000件と年々利用者が増加している状況にあります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

行政サービスのオンライン化、行かない窓口については少しずつ成果が出てきているようですね。

各種相談や面談が必要な手続等、どうしても市役所に行かなければならないときでも、効率的なデジタル窓口が実現していますと総合計画の5年後の姿として描かれています。

来庁者削減プロジェクトにおいて、行かない窓口に加えて、書かない、待たない窓口も積極的に進めていただくことが必要であります。どのような方策や対応を考えてみえるか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 来庁者削減プロジェクトは、昨年度末で活動期間が終了し、発展的に再編したプロジェクトとして今年度から新たに「待たなし！無駄削減のためのDX推進プロジェクト」を設置しました。

このプロジェクトでは、市民にとって不便なことや職員にとって無駄な事務などの課題を拾い上げ、課題解決の手法としてデジタル技術の活用等を検討、実践し、DX推進を図るものです。

このプロジェクトにおいて、書かない、待たない窓口にも取り組むこととしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

新たなプロジェクトに看板がかけ替わり、待たなしが追加され、加速していくことと思いますので、額面以上の対応をお願いします。

他の自治体と連携しながら、AIやRPA等、新技術による業務効率化の実現に取り組んでいく中で、来庁者の削減同様、内部事務の効率化において、ムリ・ムラ・ムダの削減、事務の改善のためDXの推進を積極的に進めたいと思います。

どのような方策や対応を考えてみえるでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 先ほどの今年度設置したプロジェクトにおいて、日常業務の無駄改善も取組テーマの一つとしております。

DXを推進するに当たって、まず必要なことは、職員が日々感じている無駄な事務などを拾い上げることです。この無駄を改善する手法として、デジタル技術が必要であればデジタル技術を活用しDX推進を進めてまいります。

プロジェクトメンバーとICT推進グループにおいて、いろいろなアイデアを出しながら事務改善を進めてまいります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

効率化により高いサービス基準が求められるようになり、住民サービスの利便性強化の競争が自治体間で激化しています。持っているリソースを最大限に活用して住民サービスを改善するため、AIの導入による対人サービスの強化が進められてきました。

現在、DXの推進を進める中でAIを活用した実績はございますでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） これまでに活用したAIとしましては、令和3年4月からサービスを開始したAIチャットボットがあります。AIチャットボットは、市民の皆さんが入力した問合せに対して24時間365日、AIコンシェルジュが応答するものでございます。

また、AIチャットボットと市公式LINEを連携させ、市公式LINEのトーク画面下部にリッチメニューとして表示し、利用者の目にとまりやすくしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

では、活用したAIチャットボットがもたらした効果はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 令和4年度のAIチャットボットへの質問件数は1,584件でありました。この件数は、これまで電話等で市役所に問合せがあったものがAIにより対応した件数と言えることができます。

また、24時間365日問合せ可能ですので、これまでと比較して市民の利便性が向上したものと認識しております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、対話型の人工知能、生成AIの一つ、ChatGPTの利用者が世界各国で急増しています。手元のパソコンやスマートフォンからの求めに応じて自然な文章などをつくってくれるという簡便性から、急速に普及しました。

想定される活用分野は、ビジネス、行政、教育など幅広いだけに、このツールへの期待と懸念が交錯し、活用の仕方や規制に関する様々な議論が国内外で盛んでありますが、国からの方針は示されているでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 国からの方針につきましては、総務省自治行政局デジタル基盤推

進室から5月8日付でChatGPT等の生成AIの業務利用について通知が発出されております。

内容としましては、AIに限らず一般的に新しい技術については、開発の進行、利活用の推進、適切な規制の3つの観点のいずれも重要であること、行政分野での利活用を推進するには、その利活用の仕方によってはリスクが生じることもあるため、これらを踏まえて適切なルールを検討することが重要であること、そして、情報セキュリティを万全に期することという通知となっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

ChatGPTなどのAIの活用をめぐっては、先般、広島で行われました先進7か国首脳会談において、国際的なルール策定に向けて協議することが合意されました。政治や行政の場において無秩序に普及が先行したり、AIが意思決定をしてしまう事態などが懸念されています。

ChatGPTの活用を模索する動きは、各地の自治体で活発化しています。神奈川県横須賀市では、業務効率化の一環で実証を開始、ほかにも導入を視野に入れる自治体があります。

その能力を政策立案や事業遂行に役立てようとする動きが自治体に出始めています。

一方で、地域の意思決定はAIではなく話し合いを通じて行われるべきだとして、鳥取県は使用禁止を打ち出しました。

ChatGPTをめぐり自治体間で対応が割れています。それに対して、本市はどのように考えてみえるでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） ChatGPTの活用については、全国各地の自治体で様々な意見があることは認識しているところでございます。

本市においても、市民サービスの向上や業務の効率化の可能性があることから、まずは実証実験のようなことをしていきたいと考えております。

また、実証実験をする際には、個人情報や機密情報の入力禁止、ChatGPTが提示した回答はもととなったデータを調べるなど事実確認をする、業務の参考程度の活用とするといったルールづくりが必須と考えております。

いずれにしましても、ChatGPTを活用する際には、職員が主体的に判断し、AIは支援にとどめるという役割分担を定める必要があると考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

そうですね、神戸市は業務で活用する際に非公開情報など入力を禁止する条例を可決いたしました。

個人情報管理が課題となりますよね。

市民情報を守る情報管理体制を実現する中で、DXの推進に合わせた新たなルールづくりとして、高浜市個人情報保護条例の見直しに取り組まれるとのことですが、ChatGPTについてもしっかりと御検討ください。

ChatGPTは、行政の効率化や住民サービスの向上について、どのような業務に活用が想定されるか、また、活用により職員の業務が削減されるが、どのようなことが想定されるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 今後、検討していくこととなりますが、例えば市の庁内マニュアルを組み込んで、職員からの問合せ対応に活用することや、文書作成の補助、新規事業のアイデアづくりなどが想定されます。

ChatGPTの活用に向けて、メリット、デメリットを把握し、市民サービスの向上に寄与するものであるなら活用していきたいと考えております。

また、職員の削減については、ChatGPTがどれだけ活用できるか、今後、検証することとなるため、現時点では分かりませんが、労働力の減少や働き方改革に対応していくため、DX推進は待ったなしで進めていく必要があると考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

ChatGPTは、インターネットデータを基に文章や画像を作成するのが特徴であります。

市の職員の端末はインターネットから切り離されたLGWANと接続されているため、ネット環境上では難しいと思います。

様々な活用を御答弁いただきましたが、どのように運用を考えてみえるでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 現在、複雑巧妙化しているサイバー攻撃の脅威により、行政に重大な影響を与えるリスクが想定されております。

市では、そのような攻撃に強い情報システム全体の構築運用をしております。

具体的には、セキュリティを強靱化するために3つのネットワークを分離した環境、いわゆる3層構造の仕組みでシステム構築をしております。1つ目は、マイナンバー利用事務系のネットワーク、2つ目が、先ほど御質問にありました総合行政ネットワークのLGWANに接続するネットワーク、3つ目が、インターネットに接続するネットワークです。

職員個々に配布しているノートパソコンは通常LGWAN環境となっております。よって、強靱化されたセキュリティの中で職員が効率的に業務を行うには、LGWAN環境で運用できるシス

テムが適していると考えます。

現在、C h a t G P Tを取り扱う企業の情報を収集しているところですが、ある企業ではL G W A N環境を用いてC h a t G P Tが利用できるシステム開発をしているとのこと。

本市においても、このような企業の支援を受けながら、C h a t G P Tの活用を検証していくことが有効ではないかと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

C h a t G P T、何でもできる魔法の杖ではないと思います。

先般、その道の専門家とC h a t G P Tが対戦するテレビ番組がありました。内容にもよりますが、専門家が圧倒的に勝っていました。個性、それから意思決定が、専門家のほうには存在しました。

活用方法、運用あるいはリスクマネジメントなど課題はたくさんあり、途上段階かと思います。目まぐるしい技術の革新や環境変化あるいはニーズ、Q O Lが変化する中で、D Xを推進するに当たりロードマップもしくは推進計画を策定し、進めていただきたいと思います。

そこで、どのようなお考えをお持ちなのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） お答えいたします。

本市では、国が策定した自治体D X推進計画に基づき、既にロードマップを作成しております。このロードマップには、D X推進における取組事項と令和6年度までの工程を定めております。

今回質問いただきましたC h a t G P Tのように新たな技術革新が今後もありますので、ロードマップを定期的に確認し、必要に応じて修正しながらD X推進を図っていきたいと考えております。

次に、本市におけるD X推進計画につきましては、国の自治体D X推進計画の計画期間が令和7年度までとなっており、新たな国の計画を見据えながら、今後、策定することとなります。

国の次期自治体D X推進計画の策定状況を注視しながら、議員提案がありましたとおりD X推進計画の策定に着手してまいります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

既にロードマップが作成されていることには安心しました。

D X推進において、推進計画の策定、体制の確立といった事前準備のほか、既存業務の可視化、標準化、D X化すべき業務の選定など、多岐にわたる分析調査が必要となります。

日々の業務を進めるほかに、D X推進を計画するのはかなりの負担になるかと思いますが、国の推進計画とともに目まぐるしく変化を遂げる技術を検討し、取り入れていかなければなりません。

ん。目標となるゴール時期が設定されています。言わば、納期ありきの待ったなしのDX推進なのです。

そのことから、DX推進においてほかに遅れることなく、時間と場所を選ばない行政サービスの提供の実現をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。

再開は15時15分。

午後3時3分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、神谷直子議員。一つ、大家族たかはまのしあわせを求めて～高浜市第4次地域福祉計画について～、以上1問についての質問を許します。

3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回は、改選後初めての一般質問となります。選挙では、ありきたりですが、高浜市に住んでよかったまち、住みやすいまちとなるために、議員という仕事を通して市民の皆様の福祉を向上していくとお約束をいたしまして、この場に立っております。そんな、大家族たかはまのしあわせを求めて～高浜市第4次地域福祉計画について～、市民の幸せについて、今日はお聞きしていきたいと思います。

先ほどの一般質問でもChatGPTの話題が出ていましたが、私も今回はChatGPTを使って一般質問をしていきたいと思います。

行政のやらなければいけないこと、計画がChatGPTではどのように捉えられているのかを比較してみてください。

ChatGPTで、地域福祉計画はなぜ必要かを問いただしてみたところ、こんな回答が返ってきました。

地域福祉計画は、地域の福祉や社会の発展を促進するために必要です。以下に地域福祉計画がなぜ必要なのかについて、幾つかの理由を説明します。

地域的なニーズへの対応。

地域福祉計画は、地域の住民や利害関係者のニーズや要望に基づいて作成されます。地域の住民は、健康な環境、高品質な医療、教育、住宅、高齢者や障がい者のケアなど、様々な福祉サービスを必要としています。地域福祉計画は、これらのニーズに対応するための具体的な施策を計画し、実行するための指針となります。

地域の課題の把握と解決。

地域福祉計画は、地域の課題や問題を把握し、それに対する解決策を提案する役割を果たします。例えば、高齢化が進む地域では、高齢者の介護や福祉サービスの充実が必要です。地域福祉計画は、高齢者支援施設の整備や高齢者向けの交通や社会活動の支援など、具体的な施策を計画します。

リソースの最適活用。

地域福祉計画は、地域のリソースを最適に活用するための手段として機能します。限られた予算や人材を有効に活用するためには、地域の福祉や社会的なニーズに優先順位をつけ、効果的な施策を実施する必要があります。地域福祉計画は、リソースの配分や活用方法を明確化し、持続可能な福祉サービスの提供を目指します。

地域の統合と協力。

地域福祉計画は、地域の様々な利害関係者や関係機関との協力や連携を促進します。地域の福祉に関わる様々な団体や組織が一体となって取り組むことで、効果的な福祉施策の実現が可能となります。地域福祉計画は、関係者の意見や要望を反映させながら協力体制の構築を図ります。

地域福祉計画は、地域の住民の生活や福祉を向上させるために重要な役割を果たします。地域の課題に対応し、資源を最適に活用しながら、地域全体の発展と福祉の向上を目指すために、地域福祉計画は必要不可欠ですということでした。

このChatGPTの言うことが網羅されているのか、ChatGPTは正しいのかと共に検証していきたいと思います。

厚生労働省のホームページによりますと、地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものだが、今回、高浜市ではどのように計画を立てられたのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 第4次地域福祉計画を策定するに当たりまして、まずは第3次計画の振り返り、現状把握、課題整理を行いました。その際には、庁内各部署に対して調査や聞き取りを行い、全庁全職員、この6年間の取組の成果や積み残してしまった課題などを洗い出した上で、第4次計画案を考えました。

その後、地域福祉計画策定委員会を立ち上げ、委員の皆さんと協議を行いました。委員会は、日本福祉大学の野口教授を委員長とし、特別養護老人ホームをはじめとする社会福祉施設長の方々、民生児童委員協議会、まちづくり協議会、社会福祉協議会といった社会福祉に関する活動を行う方々、そして並行して策定しておりました第7次高浜市総合計画の作業部会に当たる高浜

市の未来を描く市民会議に参画された方々など、多くの地域住民の皆さんで協議を行い、地域福祉計画を策定しました。

第3次地域福祉計画は、高浜市しあわせづくり計画として、全ての市民が「しあわせ」を感じ、「いつまでも住み続けたい！」まちづくりの実現を目指し、実践してまいりました。この考え方をこれからも継承しながら、第4次地域福祉計画は、地域共生社会を実現することで、市民一人ひとりのしあわせを実現する“しあわせづくり”の指針として位置づけ、策定しました。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられています。

5万人以上の自治体では、95%の自治体が計画を立てています。

この計画、高浜市では努力義務であるので、どうして立てられているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 本市では、平成8年4月に福祉の総合拠点となるいきいき広場を開設し、福祉に対する住民意識を高める契機となりました。また、平成9年には、福祉を軸にまちづくりを進める福祉自治体ユニットに加入したことで、職員の意識改革をもたらしました。そして、平成12年に地方分権一括法が施行され、住民と行政の新たな在り方が問われることとなり、住民参加を柱とする地域福祉の取組に拍車がかかりました。

その後、市町村地域福祉計画の在り方を調査、研究するため、高浜市を含めた全国7市町がモデル地域として選定され、全国社会福祉協議会からの委託を受けて地域福祉計画のモデル計画を平成14年2月に策定いたしました。

このモデル計画の策定には、住民参加の手法として、小・中学生及び高校生をはじめ、市職員も一個人として加わった「168人（ひろば）委員会」を立ち上げまして、本市においては初めての行政と住民の共同作業による成果物が完成いたしました。

その後、モデル計画の内容を補強・拡充し、平成15年3月に本市地域福祉計画が策定され、翌月からの施行となっております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 福祉のまちたかはまと言われていた背景には、そんなことがあったのですね。私も知りませんでした。今回初めて勉強になりました。

前回の第3次地域福祉計画は、コミュニティデザイナーの山崎亮さんに御協力いただきまして、つくられたと記憶にあります。

このときの振り返りを高浜市ではどんなふうに見えてみえますか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 第3次地域福祉計画につきましては、当時、企画の部局と福祉部局が協力して策定をしておりますので、総合政策のほうで答弁させていただきますが、第3次地域福祉計画では、今質問にありましたように山崎亮さん及び山崎さんが代表を務めるスタジオLに委託をして、市民の皆さんと共に策定をいたしました。

全国で多数の計画策定やまちづくり支援をされているノウハウを生かして、当時としてはあまりほかの自治体の計画においては見られなかったんですが、市民一人一人ができること、地域でできること、当時の計画書の中では、「市民・地域は、こんなことからはじめてみよう」という表記でありましたが、そういった個々の役割、住民、地域、行政、社会福祉協議会、それぞれの役割に応じたできること、やることというそんな発想を第3次地域福祉計画では取り入れました。これは、第7次高浜市総合計画にもつながってきているというところでございます。

第3次地域福祉計画策定の際のまちづくりの考え方は、これからの高浜市が目指す、あらゆる人が地域で自分の役割を持ち、活躍できるよう、協力し助け合い、地域の中で役割と生きがいを持つ地域共生社会の実現に向けたまちづくりの考え方につながっております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。

これ、第7次高浜市の総合計画にも、今回の第4次の地域福祉計画にも、一人でやれることというのがたしか載っていたと思いますので、それにつながっているということが分かりました。

以前の第3次地域福祉計画の策定の際に、まちをデザインするというのが私にとっては新しい取組だなとその当時は感じたことがあります。

今回の福祉計画でも、そのような視点は取り入れられているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 第3次地域福祉計画において取り入れた、まちをデザインするという考え方、すべての市民が「しあわせ」を感じ、「その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」を進めるためのデザイン、仕組みや仕掛け、成果などをどのように取り組み、実現し、表現していくのかという視点を持って、第4次地域福祉計画も策定してまいりました。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） デザインとは、ラテン語のデザイナーにあると言われて、この言葉は計画を記号に表す、つまり図面に書き表すというところからきているそうです。

目的のための計画そのものがデザインであり、彼らの仕事、チラシなど、細部にわたっていて、心を動かすということを体現してくれたような気がします。その取組が現在でも引き継がれていると聞いて、安心します。

次の質問ですが、社会福祉法第107条では、市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、

次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする規定されています。

5つの事項を地域福祉計画に盛り込むべきとされています。その5つの事項は、①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項となっています。

このうち、①の地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②の地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、④の地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項については、9割以上の市町村が計画に位置づけています。また、法定上、必要となる5項目全てを計画に位置づけている自治体は、1,082市町村、77.3%となっており、高浜市ではどうでしょうか。

また、全協では、防犯パトロールは地域福祉なのかという意見をおっしゃる方もみえましたが、これ、市民の皆さんも理解されていないかもしれないので、その点のところ、詳しく教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 国は、5つの事項を踏まえなければ、社会福祉法上の地域福祉計画とは認められないとしており、その趣旨を斟酌し、具体的な内容を示すとともに、その他必要事項を加え、それらを計画に盛り込む必要があることから、本市では、法定上必要となる5項目全てを計画に位置づけております。

また、防犯パトロールに関しては、1番、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項に該当します。

本市の地域福祉計画におきましては、3つの重点施策の一つである支え合いの地域づくりの中に、安心・安全のまちづくりを推進するために、行政としては地域での声かけ運動、プライバシーに配慮した緊急連絡網の整備、活用などにより、地域の安全活動を支援してまいります。

一方で、市民の皆さんには、まちづくり協議会や町内会が実施する地域の防災・防犯に関する取組に積極的に参加していただきたいという思いで、計画に記載しております。

防犯パトロールに限らず、防災やまちづくり、環境など、福祉以外の様々な分野と連携し、地域住民の誰もが地域の課題を自分のこととして考え、行動できるようつながり、助け合う地域づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 厚生労働省が各自治体にとったアンケートで、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項の中で、1、生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制、2、地域住民等が集う拠点の整備

や既存施設等の活用、3、市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方、4、高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項、5、制度の狭間の課題への対応の在り方、6、様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項の項目が高くありました。

高浜市での課題では、今までに策定してきた総合計画や福祉計画などを踏まえ、今回はどの分野を重点的に考えられてつくられたのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 地域福祉計画は、この地域に暮らす全ての人が、自分らしく誇りを持ってまちの一員として、安心して、そしてしあわせに生活が送れるよう、しあわせづくりの指針として位置づけております。

今回の計画では、基本理念に、「その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくりを進めます」を掲げ、基本理念を達成するため、包括的な支援体制づくり、社会参加のしくみづくり、支え合いの地域づくりの3つを基本目標に設定いたしました。

その背景として、地域住民が抱える課題が8050問題やダブルケアなど、複雑化・複合化する中で、社会福祉法に基づく新たな事業として、重層的支援体制整備事業が創設されております。

ただいま申し上げました3つの基本目標は、国が推し進める重層的支援体制の3つの支援と合致しており、これらを独立して実施するのではなく、一体的に事業展開してまいりたいと考えています。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） この重層的支援体制の重層的というのはどういうことでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 我が国は、近年、人口減少や核家族化、地域社会の変容などにより、単身高齢者やひきこもりといった社会的に孤立し、既存の制度から漏れてしまう世帯や、いわゆる8050問題やダブルケアなど、複雑化・複合化した新たな課題への対応が求められております。

今後は、より複雑化・複合化した課題に対して、包括的に受け止めることができる相談体制を構築するとともに、高齢者や障がい者など、あらゆる人が地域で居場所を見つけ、活躍できるよう参加支援を図り、地域の中で役割と生きがいを持つ地域共生社会の実現を図るための重層的支援を構築していく必要があると言われております。

この重層的という言葉の意味として、高齢、障がい、子供、生活困窮といった各分野の重なり合い、人と人との重なり合い、行政と支援機関、企業や地域活動団体との重なり合いなど、様々な重なり合いをつくっていくことで、包括的な支援体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 今回の地域福祉計画と以前つくった地域福祉計画では、どのような流れの中でどのように変わったのか、いわゆる、PDCA、Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようとする概念や、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）、エビデンスに基づく政策立案というんですけれども、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものをどのくらい活用したのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 今回の計画を策定するに当たり、第3次計画の評価及び解決に至っていない課題の整理を行った上で、そこから第4次計画の目標設定に至っているため、PDCAサイクルを循環させております。

第4次計画策定前の昨年5月から、チェックに当たる現状分析、アンケート結果の再分析、第3次計画の進捗状況と評価を実施いたしました。第3次計画の18の小目標についての評価は、順調が5つ、おおむね順調が11、努力が必要が2と、計画全体ではおおむね順調に計画が遂行できたものと感じております。

努力が必要と評価された2つの目標は、寄付で支え合う風土を育もうとみんなが活躍できるまちにしようでしたが、みんなが活躍できるまちにしようは、第4次計画では、誰もが孤立することなく活躍できる社会参加のしくみづくりを進めますと目標を立て、社会参加の仕組みづくりを継続していきます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。

今後、この計画を活用するに当たって、どのような計画があるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 基本目標の1つ目である包括的な支援体制づくりについては、いきいき広場をたかはま版地域包括ケアシステムの中心に位置づけ、医療、介護、子育てや障がいといった地域の様々な機関とのネットワークをさらに強化してまいりたいと考えております。

基本目標の2つ目と3つ目である社会参加のしくみづくりと支え合いの地域づくりを推進するためには、地域内に交流の拠点をつくるとともに、活躍の場や担い手づくりにも力を注ぐ必要があります。

今後、高齢化が進み、単身高齢者世帯が増え続ける中で、多様なつながりや様々な活動を通して地域住民同士の支え合いや、緩やかな見守りが必要になってまいります。地域にお住いの皆さんがお互いに気にかけて合う関係性を構築していくに当たり、まずは各小学校区のまちづくり協議

会を訪問し、地域福祉計画に込めたしあわせなまちをつくるための基本的な考え方を共有してまいります。その上で、地域共生社会の実現に向けてまちづくりのパートナーとして、一緒に汗をかいてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 今回の地域福祉計画でも、緩やかなつながりの中で様々なコミュニティを活性化し、まちづくりに活かしていくことが必要ということが記載されています。これ言うのは簡単でも、実際にやるのはなかなか難しいと考えています。

前計画からの課題でもあって、今でも町内会の加入率の低下やコロナ禍でなかなかコミュニティがつくりづらいという時期もありました。

私はそれが課題と感じているのですが、これどのように解決していくのでしょうか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 地域における多様なつながりや緩やかな見守りは、今後、高齢化が進んでいく中で、今まで以上に重要になってくると考えております。

町内会の加入率の問題やコロナ禍など、地域のコミュニティはつながりが希薄になってまいりましたが、単身高齢者世帯が増え続ける中で、住民同士の支え合いの必要性は今後も増加をしてまいります。

先ほど、基本目標の社会参加のしくみづくりと支え合いの地域づくりを推進するためには、地域内に交流の拠点をつくるとともに、活躍の場や担い手づくりにも力を注ぐ必要があると申し上げております。

本市には、地域資源といたしまして、市民の皆さんが気軽に出かけられ、地域の皆さんと触れ合うことができる健康自生地が100か所以上ございます。もともとは介護予防、認知症予防事業を推進する目的で高齢者の居場所として整備してまいりましたが、今後は、子供も子育て中の方もお勤めの方も障がいをお持ちの方も利用したくなる、全世代対応型の健康自生地へと変えていく必要があると考えております。

御存じのとおり、健康自生地の担い手は地域にお住いの皆さんであり、支え支えられる関係の循環が生まれております。

今後、全世代対応型へと変化させ、新たな担い手や活躍の場を創出することによりまして、生活の張りや生きがいが見いだされ、誰もが役割と生きがいを持つ社会を醸成できればと考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） この健康自生地、つくられる前、私も議員になる前ですから8年以上前、この健康自生地の委員会に参加していて、これ高齢者だけじゃなくてやっぱり子育て中の方とか

も参加できるといいなど、全世代対応型の健康自生地になってほしいなど思っておりますが、本当に実現できるとなると楽しみでございます。

この地域福祉計画を実際にどのように運用していくのが鍵になると思いますが、どのようにしていくのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 地域福祉計画を推進するに当たりまして、何かを新しく始めるということではなくて、今ある仕組み、人材など様々なものをブラッシュアップしていければと考えております。

基本目標1の包括的な支援体制づくりは、現在もいきいき広場の福祉の窓口を中心としたネットワークがございます。このネットワークを強化して、行政だけではなくて、地域や専門職ボランティアなど幅広い人たちと相互に支援し合える仕組みの構築をさらに進めていきたいと考えております。

また、制度のはざまやサービスにつながらない課題をはじめ、複雑化・複合化した課題を包括的に受け止めることができる相談体制をつくり上げてまいります。

基本目標2の社会参加のしくみづくりでは、高齢者や障がいのある方々に向けまして社会参加を促す仕組みづくりを進めてまいりました。

しかし、高齢者や障がいをお持ちの方だけではなく、例えば引き籠もっている若者や子供たちの中にも居場所がない方は増えてきております。そういった全ての方たちも利用できるように、先ほど申し上げましたが、全世代向けの健康自生地をつくり上げまして、地域に住む誰もがふらっと立ち寄れる居場所づくりを目指してまいりたいと考えております。

基本目標の3つ目、支え合いの地域づくりですけれども、これまでは町内会やまちづくり協議会といった地域に根差した団体や、各種のボランティア団体がそれぞれ活発に活動をされてまいりました。しかし、担い手の高齢化やボランティアの固定化が進んでおります。

支え合いの地域を目指すため、今まで支えられる側にいた方たちも、自分たちでできることを見つけていただきまして、あることでは支える側になり、助け合う地域づくりができたらと考えております。

このため、私ども行政と地域にお住いの皆さんや各種社会資源とのネットワークを再構築してまいりまして、協働で新たな社会資源をつくり出しながら、地域づくりをコーディネートしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 本当にこれも支えられる側にいた人たちも支える側になるというのを、認知症カフェとかでいろいろトライはしておりますがなかなか、これ言うのや計画を立てるのは簡単なんですけれども、実際に皆さんにやってもらおうと思うと大変難しいと感じております。

今おっしゃったような運用方法が大家族たかはまのしあわせになっていくのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 今回策定をいたしました第4次地域福祉計画は、誰もが生きがいを持って暮らす地域共生社会を実現するため、国が推し進める重層的な支援体制づくりを計画の柱に据えて実践をする形のものとなっております。

この重層的な支援体制づくりは、現在、全国の各自治体が行っております共通のテーマでありまして、地域の特性を生かしながら試行錯誤を繰り返している段階であります。

ただし、どこの自治体も共通していることといたしましては、世帯構造の変容によりまして単身世帯が増えていること、地縁、血縁、社縁といった共同体機能が脆弱化していること、生産年齢人口が減り、人口減少が始まっているということ、そして、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しているということでもあります。

こういった状況の中で、地域にお住いの皆さんがお互いさまという気持ちを持って、いかに気にかけて関係性を築いていくのか、あるいは、多様なつながりや様々な活動を通して、住民同士の支え合いや緩やかな見守りを実現していくのかということでもあります。

本市は、高齢化率が20%を切った若いまちであります。いきいき広場を中心とした福祉のワンストップサービスもできております。各小学校区にまちづくり協議会がございまして。そして、町なかには、健康自生地をはじめといたしました市民の居場所がございまして。

このような既存の資源を最大限に生かして、地域の皆さんの御協力を賜りながら、創意工夫を凝らして高浜版の重層的な支援体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

そして、高浜版の重層的な支援体制づくりをつくったその先に、大家族たかはまのしあわせにつながるのではないかとこのように考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。

最初に言いましたように、ChatGPTの答え、社会的なニーズへの対応、地域の課題の把握と解決、リソースの最適活用、地域の統合と協力が必要だと言っていました。

今までお聞きしたところ、高浜市での地域福祉計画でもそのような視点はしっかりと入っていることが分かりました。

今回の高浜市の地域福祉計画では、重層的な支援体制づくりを構築していきたいとのことで、いろんな問題を抱える市民の方々、この方々の抱える問題が複雑化しており複合化しているのが課題となっていて、その方々が地域で居場所を見つけ、生きがいを持つ地域をつくっていくとのお話でした。市民の幸せを求めてこれからもしっかりと取り組んでいただきたいです。

さっき、私は難しいことではないかと言いましたけれども、まちを支えるのには一人一人で行えることは何も難しいことばかりではありません。皆様お一人お一人が近所の方に御挨拶で声を

かけていただければ、それが一つまちが変わるきっかけになると思います。そんな小さな些細な心がけからまちを変えていきたいと思っておりますし、皆様にも思っていたきたいですし、ぜひ実行に移してほしいと思っております。

今日はこれで一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間ありがとうございました。

午後 3 時50分散会

---